

# 会報

第 102 号

国立大学協会

昭和 58 年 11 月

(第33卷第4号 通卷第102号)

# 会報

第102号

11  
月号



国立大学協会事務局

◇ 目 次 ◇

●エッセー

身辺雑感

豊橋技術科学大学長 榊 米一郎 4

事業報告

●諸会議議事要録（7月～9月）

大学のあり方の検討小委員会（7.20）————— 9

今後の検討課題について

大学のあり方の検討小委員会（9.9）————— 13

大学の研究・教育上の問題点について〔人文系学部の現状と将来／女性の高等教育の問題について／経済学（商学・経営学）研究・教育体制における問題点について〕

第3常置委員会（7.7）————— 16

育英奨学事業に関する問題について  
今後における育英奨学事業の在り方について

第3常置委員会（9.16）————— 19

育英奨学事業に関する問題について  
就職問題について

第4常置委員会（9.21）————— 22

人事院勧告について  
その他（教官の退職期日の問題について／事務系職員の待遇改善について）

第5常置委員会（9.8）————— 24

外国学長の招待について  
留学生問題について  
外国人教師、講師および在外研究員制度に関する検討事項について  
留学生問題検討小委員会の設置について

大学院問題特別委員会（9.5）————— 28

大学院問題調査研究会議との懇談会について

# 懇 談 録

## 第一巻 懇談録(昭和58年度)

入試改善特別委員会 (7.12) ..... 32

委員会としての検討課題について

入試改善特別委員会 (9.28) ..... 38

今後の検討課題について

● 諸 会 合 (昭和58年7月～9月末までの開催会議) ..... 45

### 要 望 書 等

要望書の提出について ..... 46

人事院勧告に関する要望書 ..... 47

育英奨学事業の改善と充実について (要望) ..... 47

### 名 簿

学長等の異動 ..... 50

寄贈図書 ..... 51

### ■ 編集後記

# 身 辺 雑 感

豊橋技術科学大学長 榎 米一郎

## 1. はじめに

豊橋に来てすでに7年になる。半年後の昭和59年3月までの任期である。その間本学の学長としていろいろの問題につき当り、あれこれと考えさせられた。そんな中から、いくつかの話題をひろってみることにする。

私は生れてから15歳までが京都、中学の後半から高等学校、大学、そして最初の勤務先までの15年間は東京、それからの30年間は名古屋大学、還暦を過ぎてから現在までの10年間は豊田と豊橋だが、豊田高専の校長は2年半に過ぎないし、その間名古屋の自宅から通勤していたので、中都市での生活は実質上豊橋が、はじめてということになる。

豊橋に来て非常に印象的だったのは、地元の有力者の大部分が豊橋の旧家の出身で、地域のことを熱心に考えていることである。これらの人達の熱意が豊橋技術科学大学（以下「TUT」と略記）の誘致運動を实らせたのである。おつき合いがはじまって間もなく、よき相談相手、郷土愛の暖かさをひしひしと感じさせる得難い友人となった。今までにもいろいろのことで随分助けてもらった。中都市の有難さである。

## 2. TUTあれこれ

学長の辞令をもらったのが、昭和51年10月、1年半ばかりの準備期間の後、昭和53年度から学生を受け入れはじめた。学部と大学院の一貫教育を建前とし、次の世代のための技術者を世に送る工科系の単科大学である。

他大学と同じく、学部1年次に高校卒を受け入れはするが、それは毎年わずか

60名に過ぎず、主力は3年次に受け入れる240名の高専卒である。そうしたことから学生定員は、学部1，2年次がそれぞれ60名、学部3，4年次および修士1，2年次が300名ずつ、したがって総定員1,320名となる。

学部と大学院の一貫教育を建前にしているが、学部を終っただけで就職する途もひらいているので、大学院には若干の空席を生ずる。これを利用して社会人、外国人留学生、他大学卒を大学院に受け入れている。高専卒は大学院への進学比率が最も高いが、学部と大学院を合せての全学生の出身校別の構成は、高専卒80%、高校卒15%、残り5%が短大、他大学、社会人および留学生となっている。

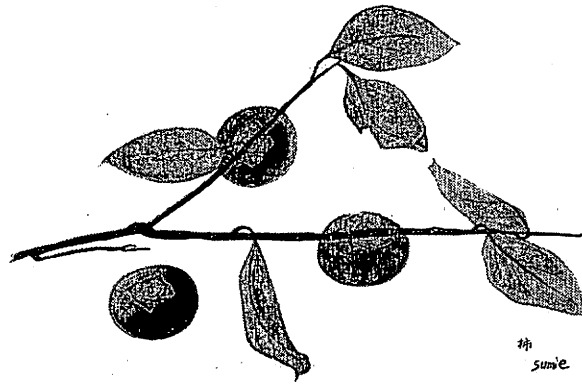
学生は、数年で入れ替わるが大学の構成の中で圧倒的多数を占め、若さのエネルギーとあいまって大学のスクール・カラーに大きな影響を持つ。さらにその中で80%を占めるのが高専卒であることを念頭において、大学の運営に当たってきたわけである。

さて高専であるが、高専はその90%が国立であり、日本全国にちらばっている。そこからの卒業生が集まるので、本学の所在地や東海地区の出身者は全学生の20%に過ぎず、残り80%はそれ以外の地区からである。入試は高専側との話し合いに基づいて、多少変わったやり方になっているが、結果的には優秀な学生を集めることに成功している。

彼等の家庭は一般に余り裕福ではない。奨学金問題は我々の泣きどころだが、育ちのせいであろうか、甘えに汚染されていない。労を惜しまず、我慢強い。まさに今の世の中では稀少価値である。一例をあげるならば、本学で稼動している大型機器の3分の1は、企業で不用となったものを非常に格安な値段で譲り受けたものである。企業育ちの教官の指導の下に、学生がさび落しから塗装のやり直し、部品の取り替え、調整のすべてを引き受けてくれて、性能も外観も新品同様によみがえらせたものである。集積回路実験室にずらりと並んでいるIC製作のための一連の装置などは、これの典型的な例である。

教官の方は学長、副学長、教授、助教授、講師、助手を合わせて定員180名の世帯だが、このうち90%は理工系で、これらの人を採用するに当っては、学生が全国から集まることを勘案して、いろいろの大学の出身者を集めた。

工学系8大学のうち候補者を出してもらえなかった1つの大学を例外として、



残りの7大学のいずれからも、できる限り万遍なく人材を迎えることにした。なお、教官のうち30%は大学からではなく、企業からの採用である。少数ながら海外で長年勤めた職場から帰国してもらった人もいる。

理工系に関する限り、助手以上は博士の学位を持つこと、職種に応じ設定した年齢制限を越えないことを条件とした。このような教員構成は開かれた大学として発展して行くための布石として、極めて有効であったと思う。国際交流や産学協同の推進にどれだけ役立ったか、計り知れぬものがある。

### 3. 国際交流について

本学は若くて小さな大学である。しかし国際交流については、すでに一通りのことを経験している。

まず留学生については、昭和55年以降大学院に受け入れている。現在までのところ対象を国費留学生および中国政府派遣留学生に限り、私費留学生は受け入れていない。現在20名を若干上回っている程度だが、これは国際交流会館の収容能力との関係である。

教官の海外出張も盛んで、長期、短期を含め年間50件以上にのぼる。ざっとした事を言えば、講師以上の教官の約半数が毎年海外に出掛けている。文部省や国内の公的機関、それに海外からの招待によるもの以外の旅費は、産学協同による奨学寄附金の一部でまかなわれている。

海外からの来訪者も年間100名以上にのぼる。TUTを会場に毎年1回程度は国際集会が開かれる。さらに、学術振興会の外国人研究者招へい制度によって外国の著名な学者を迎えたことも、すでに何度かある。

これらの機会を通じ流れ込んで来る情報は、本学の教官、研究者には良き刺激となる。このように、従来から方式がほぼ確立されているものについては、本学でもスムーズに進行しており、それなりの効果は上っていると思う。しかし、今後このような路線を走るだけでよいのか、私はいささか疑問を感じている。

例えば留学生にしても、どうすればもっと優秀な若者が本学への留学を希望するようになるか。国際交流から来るよき刺激を研究面ばかりでなく、教育面にもっと活かすことはできないか。後者については申すまでもなく、前者についても、本学の学生、殊に高専卒の語学力が充分でないことが大きな支障となっている。これらを解決しなければ国際交流の本当のうまみを享受することはできない。

話は少しく脇道にそれるが、高専卒の語学力に触れてみることにしよう。本学の卒業生は、理工系の専門分野の学力については可成よい評価を受けている。しかし語学力については、もう少し何とかならないのかという遠慮勝ちな声が、私の耳にも入ってくる。高専校長を経験した私には最初から予想されたことである。

カリフォルニア大学の名誉教授でもある高橋安人博士（制御工学の教授として、開学後2年半本学に在任、現在はTUTの名誉教授でもある）は外国人教師と協力していろいろの試みをしてくれた。

その結論は、語学力が最も伸びる15歳からの数年を理工系の科目の勉強に追いまくられ、20歳を過ぎてから本学に入ってくる。こうした学生の語学力を伸ばすには、英語による専門の授業を通じて馴れさせる以外に方法はない。語学としての普通の英語の授業に熱を入れさせることは、すでに目的意識のはっきりしている年齢層の彼等には、きわめて難しいということである。

このようなアドバイスをもらいながら、それ以降2年間も学内の意向をまとめられなかったのは、私の指導力の不足と、もう1つには、昨年9月までは、外国人を語学以外の教官として任用する途が開かれていなかったことによる。

本年10月1日付で、ジョージ・G・ホール博士が京大工学部の数理物理学の教授に発令されたというニュースは、私を非常に勇気づける。もちろん京大工学部



で出来たからといって、それがすぐにTUTでも可能だという思い上がりがあるわけではない。しかし、八方塞りの中で一縷の光明を見る思いである。TUTの卒業生として、語学にも強い技術者を世に送れるかどうかは、うまく行っても私の退官後数年してからであろう。しかし、明るい将来を夢見することは、70歳を過ぎた私にとっても楽しいことである。

#### 4. 産学協同について

TUTの産学協同の現状については、すでにいろいろの雑誌に書かせてもらった。最近のものとしては、日本学術振興会発行の「学術月報」の産学協同特集号（1983年8月号）がある。興味をお持ちの向きは、それをご参照いただきたい。結果を一口で言えば、予想通り、専門分野によっては予想以上に順調に進みつつあると言うことである。

拙文におつき合い下さったことを心から感謝いたします。

（補足）本文中の国際交流のところ、舌足らずだったところを補足する。

まず、本学学生の語学力不足は、平均的な学生についてのことであって、すぐれた学生が全然ないということではない。修士在学中に TOEFL を受けて500点程度の成績を上げたものもある。しかしそれは高々10%程度に過ぎない。これをもし修士学生の50%程度に引き上げられれば、TUTの国際交流も面目を一新する。

ご承知のように、中国からの留学生を除いて、その他の国々からの留学生は、日本に到着後はじめて日本語を学ぶ。日本に来て、彼等にとって未知の言葉に取り組まねばならない。これには、それなりの覚悟が必要で、人によっては負担を感じる時もある。東南アジアからの留学生でも、英語のしっかりしている者は、行き先としてヨーロッパやアメリカを選ぶことになる。

このようなバリエーションを越えやすくするには、仮に日本語がうまく行かなくても、勉学に支障がないようにしてやることはできないか。TUTでは数年前、最初は英語と日本語の bilingual からはじめて、先々は英語だけに切り換えて行くことを考え、授業の一部で実際に試みたことがある。しかし、これが盛り上らなかったのは、第1に日本人学生の大部分がついて行けなかったこと、第2に留学生も半数以上は英語力が足りなかったことによる。こうした事から、現在TUTの国際交流は、まだ正規の軌道に乗っているとは言えないと思う。

# 事業報告

## 諸会議議事要録

### 大学のあり方の検討小委員会

日時 昭和58年7月20日(水) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 藤巻委員長

長谷委員

西野, 大口, 外池, 明島, 市川, 山野, 篠沢各専門委員

藤巻委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、前回(5月31日)の小委員会以降に開催された第1常置委員会(6月8日および6月22日)における審議の様様についての経過報告があり、またこれに関して長谷委員より補足説明があった。

ついで、前回の議事要録の朗読(事務局)があったのち議事に入った。

#### 【議事】

#### ◎ 今後の検討課題について

初めに委員長より次のように述べられた。

本日は、前回までの討議を整理し、これを幾つかの問題に分け、グループ毎に責任者を決めて問題提起をしていただき、それを基に今後検討作業を進めていくというようにしてはどうかと考えている。ついては、下沢専門委員が前回の討議を問題別に整理された議事要録の項目に即して、さらに問題点の検討をお願いしたい。

以上の委員長の挨拶があったのち、次のような意見の交換が行われた。

- 前回の議事録の「1.大学の役割について」の(5)に「現在の大学は研究も教育も中途半端

に終わっているように思える」という意見が記されているが、これはどのような状態を言ったのであろうか。

- これは、次のようなことからこのように考えられるということ述べたのである。現在、大学の1学科が4講座という編成であると(分野によって条件の違いがあるかもしれないが)、教官数は8人である。この8人の教官で教育する場合、教育に徹底すれば成果が挙がるが、大学教官としては一方で研究の仕事がある。それで、教官は研究にも時間を割くということになると、教育も中途半端になり、研究の方も十分な成果を挙げ得ずに終ることになるのではないかと考えられるのである。
- いわゆる新制大学の組織編成では研究ができていく状態にあり、教育重点になってしまおうという意見もある。
- この問題にしても、煎じ詰めれば教師の数の問題であり、金の絡む問題であって容易に解決のつく問題ではない。北海道大学の例であるが、同大学の法学部では、教官のグループをローテーションによって教育部と研究部の二つのグループに分け、研究部に所属した

教官グループはある年数（2～3年）の間教育の面には一切タッチしないで研究に専念するという制度を取っている。この制度は学内処置ではあるが、一つの考え方として考えられる方法ではなからうか。

- 大学はどうあったらよいかということを経験的なものとして捉えても、それは時代が変れば変ることであるし、また、その時代の財政事情によっても変ることである。そこで、われわれが議論せねばならないのは、そのような経験的な姿ではなくて、それぞれの大学がその時点時点で変っていきけるような、例えば教育が大事なら教育、研究が大事なら研究というように、あるいは大学が持っているそれぞれの理念で動いていけるような機構をどう作ればよいかという点ではないかと思われる。

前回配付していただいた広島大学の大学教育研究センター発行の「日本の理工系大学教育の現状と将来像」（全国大学教員意見調査結果の概要）を読んで感じたことであるが、教育目標等については教官一同は皆同じ考え方を持っている。また、それが現状と乖離しているという見方も皆が同じである。そして、その改革の備えも教官自身にあるということも非常によく意見が一致している。しかし、大学で何かしようと構えても一番抵抗となるのは教官である。先ほど議論として出ていた4講座の問題にしても、これは小さなデパートメントストアみたいなもので、一応形は揃っているが品目は少ない。そして一方では、例えば東京大学のような大デパートメントストアがあるという横並び一線思想というものが存在する。その大と小のギャップから格差是正という声も出てくる。

これを企業と比べてみた場合、企業間では非常な格差があるが、これについて格差是正などとは誰も言わない。これはつまり、企業の場合は然るべきことをすれば小企業であっても、いつかは大企業となり得る可能性があるからである。このように自由競争社会の中では、自己の努力の結果が見えるという評価の「からくり」がある。ところが国立大学の場合では、その努力の結果がよく見えない。そのために見掛け上格差なしに出来るだけ一律にということが出てくるのではないかと思う。

国立大学では、例えば4講座を幾つも作るよりは、それをまとめて16講座のものを1つ作る方が明らかによいと思うのに、それがその場に居合わせるものには出来ないのである。大学の評価も、見えるようにするためには、その努力の結果が何処かで評価されなければならないと思う。現在でも評価というものがあるにはあるが、それは次のようなかたちで隠然として存在するのである。

- ①偏差値ランクとして
- ②企業就職の良し悪しとして
- ③マスコミによる妙なかたちとして

そして、これらは皆、表には出ないでもぐっているのである。そこで、この評価の「からくり」を持ちこんで表に出るように変換さえすれば、大学もその尺度の下で動くようになるのではなからうか。

- それを現状でやるには問題がある。努力できない環境に置かれると努力のしようがない。そして、時間が経ればその格差はますます開いてゆく。これに関連して戦前の大学を考えると、戦前には七帝国大学と幾つかの単科大学があり、これらの大学の内容は殆ど同

じ条件の下に進められて来たので格差などの問題は全然考えられなかった。このように、現在の大学でも基本的な活躍の場では対等の条件に立ってスタートするのであればうまくゆくのではないかと思う。

○ 現在の国立大学間には確かに隠然たる格差がある。しかし、そのようでありながらこれが表向きには全部同じであるという姿があり、これが問題の解決を難しくしているのではなからうか。また、地方の大学の教官でも、環境が悪いから何もできないということではなくて、努力すれば何らかのやりようがあるのではなからうか。そして、その努力をしているうちに何か芽が出る、その芽が出たらそれを伸ばすという仕組みでもあれば一番よいのではないかと考えられる。

○ 学部についてライセンス型と非ライセンス型があるのではないかという見方に関連することであるが、過般の第1常置委員会の際に東北大学の石田学長が次のような話を紹介された。東北大学の2代目の学長が、何か特色ある大学を創ろうということから大学の役割について考えた際、世界の大学のかたちを次の4つの型に分けられたということである。

①キャリア型（東京大学、北京大学、カルカッタ大学）

②社会の指導的な人物を送り出すといった型（オックスフォード大学、ケンブリッジ大学）

③若干クリスチャン思想に傾いているような人物ではあるが、堅実な人物となるような養成をするといった型（スコットランド大学、ハーバード大学）

④研究第一主義型（西ドイツの大学）

そして、東北大学の目標を第4の型の研究

第一主義という方針をもって進まれたということである。

○ 現在のいろいろの大学の学則をみると、その第1条に学校教育法の52条がそのまま書かれており、その大学独自のものが謳われていない。昔は大学の独自性を掲げたものがあった。研究・教育の目標については、各大学では大学毎に特徴のある目標をもっていることであろうと考えられるが、実際にはそれが表には出ずに学校教育法の52条を掲げて済まされている。そこで、この52条を各大学ではどういうふうに具体的に受け止めて約30年間を実践してきたかを検討してみるのも意義があるのではなからうか。

現在の社会を見ても、その中堅として活躍している50歳以下のものは、そのような教育によって養成されたわけである。これらのものにはいろいろ行き過ぎや足りないところがあったにしろ、昭和20年代に考えられたことが相当程度実現されているのではないかと考えられる。

なお、研究と教育の問題についてであるが、高等教育研究所において研究と教育の両立の問題について考えた議論の中で、事実上この両立はなし得ないということで、国立大学では研究所を設置することによって、この両立の問題をカバーしてきた面があった。ところが、現在また研究所では研究自体の問題を見直しているという状況がある。

この「大学のあり方」の問題は臨調が口火を切ったものであるが、ある臨調関係者は次のような意見を述べている。現在日本は7億トンの原材料を輸入して、7千万トンの製品を作って売っている国である。先ずこのような事情を根本に踏まえて、日本の国がどのよ

うにして将来を支えていけばよいかということを考えなければならない。そして、それにはどのような教育が必要であるかという点を考えるべきである、ということである。

- 大学のあり方の問題に関連があると思うが、国立の女子大学の存在意義についてかつて議論したことがある。この問題も簡単には結論が出るとは思わないが、戦後わが国でも急激に女子の社会での地位が向上し、その真価が評価されつつある。

そこで、女子の高等教育についてであるが、例えばお茶の水女子大学や奈良女子大学のように女子ばかりの国立大学があるが、これをこのように特別に分けて設置する必要があるのかどうか、ということも一つの問題であろう。このような問題もあるが、女性の大学での研究・教育という問題は、やはり何処かで考えなければならない問題であろうと思う。

- 大学の役割という問題について、国大協として統一見解をまとめるという作業はかなり困難な問題であるように思う。私がかつて大学院問題調査研究会議に出席して思ったことであるが、この調査研究会議では大学院問題について、その問題点をかなり丹念に拾いながら検討しているようである。そこで、国大協としてもこの大学のあり方の問題を検

討するについては、急ぐということよりも丹念に各エリアの問題を拾うという努力が必要であると思う。

それから、この問題を検討するに当たっては、大学の構成員としての学生の意識なり、学力なりが大学の問題にどのように関わっているかということを検討することも重要であり、またこれによって大学の研究・教育のあり方も大いに変るのではないかと思うので、この議論を抜きにしては、この問題は語れないのではないかと思う。

- 大枠としての大学のあり方の問題もあるが、エリア毎の問題もあるので、エリア毎の理想像を考えることも必要と思う。場合によってはアンケートをとる必要もあろう。

概ね以上のような意見の交換があったのち、今後の作業の進め方について協議し、次のことを取り決めた。

次回までに、各委員各自のエリアから見た大学の研究・教育上の問題点を具体的にまとめ、その要点をメモしたものを8月末までに提出し、次回はこれを基に検討を行うことにする。

以上をもって本日の議事を終了した。

次回 9月9日(金) 13:30~16:00

日時 昭和58年9月9日(金) 13:30~16:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 藤巻委員長

長谷委員

下沢, 西野, 大口, 外池, 明島, 山野, 篠沢各専門委員

## 大学のあり方の検討小委員会

藤巻委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

前回(7月20日)の委員会の最後に、今後の作業の進め方について協議した結果、本日までに各委員は各自のエリアから見た大学の研究・教育上の問題点を具体的にまとめたメモを提出し、それを基に検討を進めるということになったので、本日はその提出された資料について、それぞれご説明いただき、その上で討議を進めることにしたい。

以上のような挨拶があったのち議事に入った。

### 【議事】

#### ◎ 大学の研究・教育上の問題点について

##### (1) 人文系学部の現状と将来

長谷委員より、提出資料「人文系学部の現状と将来」を基に、まず総論およびそれに関連する参考事項について説明があり、最後に、国立大学が抱えているさまざまな矛盾を解消し将来に備えるには、国立大学の抜本的な改編が必要であろうということから、その改編について私見として7つの事項を提示された。

これについて概ね次のような質疑や意見の交換があった。

○ ただいまの提案の中の「大学院大学」の設置の問題については、工学部の場合は歴史的

には大学院大学指向という時期があったようであるが、最近ではこの傾向は薄れてきているようである。また世界的に見ても大学院大学の存在は極めて少なく非常に例外的である。大学院については、やはり学部一貫の大学院が良いと考えられているようである。

○ 現在、人文系の学問を学んでいる学生の数は、国立大学に比べて私立大学の方がはるかに多い。人文系の学問が“虚学”とか“非ライセンス型”とか言われているようであるが、この人文系に学んでいる学生は一体何を目指して勉強しているのであろうか。

○ その問題は社会科学系の場合にも当てはまるが、それについて配付資料「学術研究体制の改善のための基本的施策について(中間報告)」(学術審議会)の38ページに「社会的ニーズへの対応と方法論への関心の在り方」ということで、若干この問題に関わることが述べてある。

○ 人文系においても学問の細分化に伴い旧来の区分に捉われない新しい学部等が生れているが対応が遅い。理工系は社会的要請によってその姿が変わってゆくが、人文・社会系はその必要性が少ないため対応が遅れることになるが、新しい位置づけが必要と思われる。

○ 「提案」の中にある「教養部教官の学部への配置換え」については、それを試みている大学もあるが、その際に困ることは、教養部長には人事の面あるいは予算の面のいずれに

についても何の権限も与えられておらず、ただ責任だけが負わされているということである。先ずこの辺の問題から改善していかねければならないのではなからうか。

- 教養部を改組して、広島大学のように総合科学部制を取った大学もあるが、果してこのようなかたちにするのがよいのかどうかは、もう少し様子を見てからでないとその結果についてはわからないのではなからうか。
- 教養部教官の処遇の問題であるが、北大方式のように教養部の教官を全部いずれかの学部にも所属させるというかたちも考えられるが、それでよければそのようなかたちで解決するのも一つの方法であろう。
- 大阪大学の場合は、教養部固有の言語・体育担当の教官を切り離し、残る教官については段々と大学院の方に兼担というかたちで取り入れている。このようなかたちにしてから教官の待遇面も優遇されるようになったが、これは待遇面の問題に止まらず、教官に研究と教育に意欲を湧かせ活力を与えることに役立っているようである。
- 現在、一般教育を教養部として独立させて行っている大学の数の方が多いのであろうか。
- 最近調査したわけではないが、以前に調べたところでは、一般教育を独立させて行っている大学の数が少し多いようである。
- いわゆる新制大学は、教養部というものを導入することによって特色があるとされたのであるが、何時の間にか現在ではその特色が失われてきているのではないかとされている。それが今正にこの教養部の問題として現われているようにも思う。しかし、この教養部の問題については、国大協の中に「教養課

程に関する特別委員会」が設けられているので、このような問題もこの特別委員会において慎重に審議されることであると思う。

以上のほか、教育者の評価の問題について若干意見の交換があったのち次の課題に移った。

#### (2) 女性の高等教育の問題について

これについて大口委員より、この問題はややレベルの違いでこの委員会の審議にはなじまないのかもしれないが、私が女子大学に所属しており、最近学内で女子大学の存在意義が討議されていることなどもあり、大学問題の一環として問題提起するものである、と述べられ、配付の「国立大学と女性」(メモ)に基づき、「国立女子大学について」および「国立女子大学における女性教員について」に関し説明があった。

#### (3) 経済学(商学・経営学)研究・教育体制における問題点について

これについて外池委員より、前回1回だけ出席したので不明な点もあったが、先般事務局から送付された関係方面からの要望書や私が関係している9大学の要望事項等を参照して一応意見をまとめてみた、と述べられ、配付の標記の資料に基づき、「学部充実に関する問題」「学部附属教育研究施設の活性化」「大学院に関する問題」「国際交流に関する問題」等の諸事項について説明があった。

以上の説明について、次のような意見の交換があった。

- 工学系のような非常に実学的な性格をもっている分野では、OD問題の対策ということでは、社会系の分野とは大変違った面があると思う。

実学という解義においては、需要と供給の

バランスが取れないと問題にならないことで、需要があるだけの学生を採るとというのがそもそもの考え方である。しかし、これに対して学問をすることに意義があるという考え方もあると思う。この場合には社会的需要があるかないかということとは関係がないことになる。学問の府としての大学の本質というのはその点であろうし、特に文学系などはそうだと思う。それから、もう一つ工学系のようなところで関心をもつ問題としては、世の中の需要が現実には少ないという場合には、大学院の教育の内容を世の中の需要に合わせるようにする。つまり、需要が増える方向に変えるようにもって行く。このように、現在非常に実務者教育という性格が強いようである。

- 学問のあるべき姿や学問の発展ということを見ると、需要のみに左右されるのは問題があると思われる。
- 外国人留学生の受入れの問題についてであるが、留学生が英語の論文が読めれば受け入れてもどうか教育が出来ると思うのであるが、実際に入学試験を行ってみると、日本語の出来も悪いし英語の出来も悪い。このようなことで、今後更に留学生の数が増えてくると、いろいろな質の留学生がくることになり、これをどうするかということは非常に大きい問題であると思う。
- 留学生の受入れの幅を広めると、語学の問題だけでなく学問の能力の点も問題になる。
- 留学生の問題については、今度第5常置委員会の中に新しく「留学生問題検討小委員会」を設けて検討していくということに決った。留学生の問題については、今後この委員会において諸種の問題を提起しつつ検討され

ることになると思う。勿論、現在留学生にいちばんのネックになっている日本語の習得という問題についてもいろいろと議論されることであろう。

- 埼玉大学では、今度教養学部から派生したようなかたちで政策科学研究科というマスターコースが設けられた。これは独立大学院であるので、学部の学生が進むという大学院ではない。学生は専ら大蔵、通産、地方自治体の職員という人達を集めての教育である。ところが今度、このマスターコースへ、アセアン5カ国から各国2名宛の10名（現職の公務員）を引き受けることになった。しかしこれについては、日本語教育をする余裕がないので、教師の方は英語で教育をすることになっている。
- 東京大学の工学部でも、少し以前より留学生については英語で講義すれば理解できるのではないかということで、一つの専門課程であるが、58科目の講義のうち24科目の講義を英語で行っている。この試行をはじめてから2年目になるが、現在のところあまり問題もなく進められている。
- 留学生の問題で一番問題なのは、語学の問題と奨学金の問題ではないかと思う。これはアメリカの例であるが、東大の工学部の学生が留学生として先方に行っているが、この留学生は全員研究助手というかたちで給料をもらい、これを奨学金として勉学をしているという状況である。日本でもこのような制度ができない限り大量の留学生を引き受けて教育をするということは望めないのではなからうか。
- 留学生の学位に関する問題であるが、学位論文の内容の問題もあるが、日本の大学で学



位を取得したものが帰国して、その国で将来リーダーシップを取り大いに活躍するような人物となれるかどうかということが非常に問題になっている。今後留学生も増えていろいろな質の留学生がくるとなると、立派な論文も作れず、また、国へ帰ってもあまり活躍しそうでない人物には、とても学位を授与することはできないことになる。この辺の点も今後の問題であろう。

おおむね以上のような意見の交換があったのち、定員削減による大学への影響について若干議論されたが、この問題についてはいずれ改めて検討することにし、今回は、本日の文科系学部の問題に引き続いて自然科学系分野の問題について検討することとし、本日の議事を終了した。

次回 10月3日(月) 13:30~17:00

---

### 第3常置委員会

日時 昭和58年7月7日(木) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 世良委員長

小池, 伊藤, 吉田, 辰野, 鈴木, 福井(代: 奥田),

水野, 森本, 玉井各委員

立野専門委員

根本臨時専門委員

(文部省) 井上学生課長

---

世良委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

本日の主な議題は「育英奨学事業に関する問題」であり、これについては審議の順序として、先ず文部省側の説明を伺ってから協議に入りたいと考えていたのであるが、井上学生課長が都合で少し遅れるという連絡を受けているので、その間おさらいの意味でお手許に配付してある資料[「育英奨学事業に関する調査研究会の報告の主な内容」, 「今後における育英奨学事業のあり方について」(報告), 「育英奨学事業に対する教育関係団体の意見聴取の際に述べられた第4常置委員長の意見要旨」等]を基に問題点を検討したいと思う。

以上のような挨拶があったのち、議事に入った。

#### 【議事】

#### 1. 育英奨学事業に関する問題について

初めに、配付資料の朗読が行われたのち、次のような意見の交換があった。

○ 育英奨学の問題は旧第4常置委員会(今回第3常置委員会に合併)で扱っていたので、その経過を説明しご参考に供したい。これまでの第4常置委員会では、育英奨学制度の改善(貸与額の増額, 奨学生採用者の増員)に関して毎年文部省に対して要望書を提出してきたが、臨調での財政再建の審議が始まって以来、その方向を抑えざるを得ない状況となった。

それから、学寮問題について検討した際に、学寮のイメージチェンジ(従来のような貧困学生のための救済施設という考え方を快

適な学生生活を営むための施設という考え方に転換すること)を提唱し、その観点から私生活費は個人負担とするという原則を強調したが、それと同時に、経済的事情のためこの負担に堪えられない学生に対しては、現行の奨学制度を改善充実してこれをカバーする特別な配慮が必要である旨を提言している。

現在は、その当時と若干その事情は変わってきているように思うが、以上の経緯を念頭におきながら、新しい第3常置委員会としてこの問題を検討していく必要があると考える。

- 今回「育英奨学事業に関する調査研究会」から出された報告書によると、有利子貸与制度の創設が考えられている。しかし、この有利子貸与制度については、昨年国大協から出した要望書(57.12.24)の中で「いま直ちに有利子化・返済期限の短縮・返還免除範囲の縮小等の措置がとられることについては、これまた容認できない」と述べられており、反対の意向を打出している。また昨年11月「育英奨学事業に関する調査研究会」の意見聴取の際、野村第4常置委員長は「育英奨学事業については、基本的には現行の無利子貸与制を存続させる必要があり、また……大学院などでは給費制を導入すべきではないか」と述べられているが、第3常置委員会としてはこの方針を踏襲することになるのであろうか。
- 第4常置委員長の意見表明や国大協の要望が行われた昨年11月～12月段階と現在とではその情勢も大分変わってきているように思う。当時は臨調の指摘事項に「外部資金の導入による有利子化への転換」ということが提言され、全面的な有利子化への転換という印象があったが、今回の「育英奨学事業に関する調査研究会」からの報告書によって、有利子制

度と無利子制度の二本建てで進めるという方針が示され、無利子制度を根幹とし有利子制度で量的拡充を図るという趣旨も明らかにされたので、この問題の受け止め方も変える必要があるのではなかろうか。

- この報告書の中に「現行の最長20年以内の割賦返還制度は適当なものとする」とあるが、この返還期間を短縮するというような考え方は出ていないのであろうか。
- この返還期間の問題は、報告書の中でも「卒業奨学生の返還負担能力等を総合的に勘案して、適正な期間を設定する必要があるが」と言っているように、現在の返還期間の20年は最長のものとして、返還能力のある者にはもっと返還期間を短縮してもよいのではないかということのようである。
- 有利子化の場合、その利率はどのようになるのであろうか。
- 文部省は関係団体等の意見をきいたうえで大蔵省と折衝することになるが、おおよその考え方は、在学中は無利子とし、卒業後5年は3%、その後の5年は5%というようなことのようにである。
- これまで国大協としては、有利子化反対という立場をとってきた。それが今回、育英奨学事業の量的拡充を図ろうということから有利子化貸与制度の導入が考えられたようであるが、これまでの奨学制度の果たしてきた役割等から考えても無利子制度の額を縮小するようなことがあってはならず、むしろその額を増やすべく要望すべきではないかと思う。
- 有利子貸与の場合の奨学金の額について「学生生活費、特に授業料等学生納付金を考慮してある程度段階を設ける」とあるが、これはどのようなことであらうか。

- 私学の場合は授業料の額が違うので、その点を考慮して段階を設けるといことのようにある。
- この「報告」の内容は国大協が要望した点をかなり取り入れているように思われる。
- 奨学生の選考に当たっての家庭の収入の把握について、給与所得世帯とそれ以外の世帯との間に不公平感があるが、これの是正のための合理的措置として何か具体案が考えられているのであろうか。
- 選考の対象となる家庭の収入状況であるが、現在の税制では、特に農水産林業および自由業等の収入をはっきり把握することは困難なようである。この問題は日本育英会での今後の検討事項となっている。
- この「報告」で「一般貸与を特別貸与に吸収して両者の区別を廃止し、その改善充実を図ることが適当である」とあるが、これはどういうことであろうか。
- 奨学金の価値は昔に比べると低下してきているので、その額を特別貸与程度の額に上げようという趣旨のようである。
- これまでの奨学制度は貸与額が少なくて人数が多かったが、この制度を生かすためには人数を絞って貸与額を上げることが肝要と思う。

概ね以上のような意見交換が行われたところで井上学生課長が出席されたので、この問題についての文部省側の説明を伺うことにした。

## 2. 今後における育英奨学事業の在り方について

初めに井上学生課長より、今回「育英奨学事業に関する調査研究会」が取りまとめた「今後

における育英奨学事業の在り方について」(報告)の内容について詳細な説明があり、ついで、これについて次のような質疑応答が行われた。

- 只今の説明によると、特別貸与制度は廃止されることになるものと解釈してよろしいか。
- 無利子貸与は現在特別貸与と一般貸与に分かれているが、それを一本化するという考え方である。現在、一般貸与の額は授業料の額と全く同じであり、これを奨学金というには少しお粗末のようである。そこで、この一般貸与を特別貸与の方に吸収して、特別貸与の額もこの際ある程度改訂してはどうかという考え方である。
- 有利子貸与制度には段階を設けるとい考え方のようにであるが、無利子貸与制度にはこのような段階を設けるとい考えはないのか。
- 国立大学については、有利子貸与の場合でもその貸与額に段階をつけるような考えはない。
- 有利子貸与の場合の利率は現在どのように考えられているのか。
- 現在私立大学で行われている奨学事業の場合、返還期間を10年以内としており、前期5年間は3%、後期5年間は5%の利率である。  
一応これが目安となろうが、できるだけ3%という低利にしたいと考え、これから大蔵省と折衝に入るところである。
- 教員養成学部の特別枠を廃止するということであるが、このことについて調査研究会の方で特に何か議論はなかったか。
- これについては、教育職の返還免除制度を存続するということが大前提であって、臨調

の教育職の返還免除の廃止という提言に対し、教員養成学部の特別枠の廃止ということをもって、これに対応しようということである。

- 奨学金受給の対象となる者は「学業成績が優秀である」ことが条件とされているが、この学業成績優秀という評価はどれぐらいの成績を言っているのか。
- 現行の基準では、特別貸与の場合は高校の成績が3.5以上で、一般貸与の場合は3.2以上である。この基準はかなり低いのではないかという批判もある。貸与の成績の実際は、特別貸与の平均成績が4.0以上で、一般貸与は3.7以上である。そこで基準自体を見直してはどうかという意見もあるが、基準のあり方自体については慎重に検討すべき問題であると思っている。
- 報告書に「給与所得世帯と給与所得世帯以外の世帯との不公平感を生じさせない合理的な措置を講ずる」とあるが、これの具体的な

方策としてどのようなことを考えておられるのか。

- 500万円が所得制限になっている場合、サラリーマン世帯については160万程度の所得控除をしてその是正措置を行っている。しかし、その辺の点についてももう少し控除額を増やすべきかどうかという問題はある。

概ね以上のような質疑応答が行われたのち、委員長より次のように述べられ、了承された。

本日は、「育英奨学事業に関する調査研究会」が取りまとめた報告の内容について説明を伺ったが、これに対する意見があれば、11月上旬頃までに文部省へ提出されたいとのことであるので、小委員会でまず検討を行って原案を作成し、これについて改めてご審議をお願いすることにした。

次回 8月12日(金) 13:30~16:00

(小委員会)

---

### 第3常置委員会

日時 昭和58年9月16日(金) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 世良委員長

須甲、辰野、鈴木、能勢、水野、森本、沢田、永松、玉井各委員

小路、立野各専門委員

根本臨時専門委員

世良委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、新たに委員に就任された能勢善嗣委員(福井医科大学長)の紹介があったのち、次のように挨拶があった。

本日の議題は、ご案内のとおり「育英奨学事業に関する問題について」ということであるが、これについては、前回(7月7日)の委員

会で、今回「育英奨学事業に関する調査研究会」が取りまとめた報告書の内容について文部省より説明を伺った。そして、これの対応について協議した結果、国大協としてこれに対する要望意見をまとめて提出することになった。

そこで、その要望書の素案を鈴木委員にまとめていただき、これを本日前開催の小委員会

で検討し、取りまとめを行った。それがお手許配付の資料であるので、これについてご審議をお願いしたい。

以上のような挨拶があったのち議事に入った。

## 【議事】

### 1. 育英奨学事業に関する問題について

初めに小委員会で取りまとめた要望書（案）の朗読があり、つづいてこれの内容についての審議に入り、次のような意見が交された。

- 有利子貸与制度として、一体どれくらいの子算が組まれているのであろうか。また、その利率はどのようになるのか。
- 有利子貸与制度に対する事業費は68億円（財源は財政投融资資金）であり、貸与利率は在学中は無利子とし、卒業後は3%の利率とするということである。  
なお、無利子貸与制度の方は政府貸付金が昨年度より2.7%減となるが、返還金充当額が増となるので結局59年度は約21億6千万円の増になるので縮小の方向になるようなことはないということである。
- 有利子制度が考えられるようになったのは、どのような理由があるのであろうか。
- 現在の政府の財政状況では政府貸付金をこれ以上増やそうとするのは無理である。そこで有利子貸与制度を取り入れて奨学資金の貸与人員を増やそうというのがその狙いである。現在有利子貸与制度による貸与人員を20,000人と考えている。
- 今回の有利子貸与制度の創設と同時に無利子貸与制度の改善も図られ、「一般貸与と特別貸与の一本化及び貸与月額を増」が考えら

れており、また無利子と有利子の双方を併受できる道も開かれることになる。

このあと、要望書（案）の文章表現について若干論議が交され、さらに次のような意見交換があった。

- 奨学生の選考における重要な調査内容となる「家庭の収入」が給与所得世帯とそれ以外の世帯とでは、その間に何か不公平感がある。それを今回できるだけ解消したいということであるが、どのようにして解消するのか。
- 奨学生の選考の際、現在は給与所得世帯については所得額より160万円程度の控除をしているが、それを今後は190万円程度に控除額を上げて、非給与所得世帯とのバランスを図ろうということのようである。
- 国大協が、今回要望書を提出しようとする主旨は、今回創設が図られている有利子貸与制度は止むを得ない措置ではあるが、しかし、これは当面の措置ということであって、将来はやはり無利子貸与制度を基本とし、仮りにも無利子貸与制度の縮小などは考えないように要望するということであらうか。
- その点は今度要望書（案）を作成するにあたって一番苦心した点であって、現在の厳しい財政事情と国大協の従来の育英奨学事業に対する要望の線との整合を配慮して、このように取りまとめたわけである。

概ね以上のような意見が交されたのち、この要望書（案）を承認した。

なお、この要望書（案）の今後の取扱いについて委員長より次のように述べられ、了承された。

要望書の提出については理事会の議を経なければならぬが、この要望書提出のタイミングの関係で次回の理事会の開催まで待つわけにもいかないため、この要望書（案）を各理事に文書照会のかたちで了承を得たうえ、可及的速やかに文部大臣宛提出することにした。

## 2. 就職問題について

このことについて立野専門委員より次のように報告があった。

去る7月25日に就職協定遵守委員会が開催され、就職問題について各大学団体等の情報交換を行った。また、その際、文部省から過般実施した「就職協定について学内での趣旨徹底状況に関する調査の結果」報告があった。そのほか話題になった問題に「OB懇談会」の問題があった。

この「OB懇談会」の問題というのは、学生が自校の卒業生と連絡をとり卒業生と懇談することによって企業研究をするということであるが、このようなOB懇談会が就職協定遵守の見地から果して適当であるかどうかについて議論があった。私立大学関係では、学生を夏休み期間中に自校出身のOBと接触させて企業の実態を把握する企業研究をすることは有意義であるとの観点から、これを積極的に進めたいとの意向で、7月25日前の段階で企業側にOB訪問について協力を願いたいということを申し出たとのことである。これに対して企業側は、就職協定遵守の見地より、難色を示したとのことである。

ところで、7月25日の就職協定遵守委員会の際、企業側と大学側の非公式な懇談会を開いてはどうかという話が出て、その結果8月24日に企業側3団体（日経連、日商、中小企業中央

会）と大学側3団体（国大協、私大連、私大協）の就職問題担当者の会合が持たれた。この懇談会では終始「OB懇談会」の問題が論議されたが、企業側は就職協定との関係からこれについて危惧の念を表明された。しかし、私立大学側は、学生が夏休み60日間を利用し、OBを訪問することによって企業研究ができるのであれば、この方法は望ましいと思われるので、この方法を定着させてほしいと要望した。

このような経緯があったが、このOB訪問の問題は就職協定遵守の問題と関わるのが大きいので、状況報告かたがたご意見をお伺いしたい。

以上のような報告につづいて、次のような意見の交換が行われた。

- 私立大学側が積極的にOB訪問をするよう学生に指導していることは、就職協定遵守の上から好ましくない結果が出るように思われる。その辺のことについてご意見を伺いたい。
- 企業側も、学生のOB訪問は就職協定に影響を及ぼすことになり、このように就職協定に幾分でもマイナスになるようなことについては否定的に考えるべきであろうということを行っている。また、このOB訪問から派生的に採用内定という事態が生じても、企業側には一切その責任はないとも言っている。
- この問題については、今年どうするかということと、来年度どうするかということがある。私大側では来年度これを元に戻す可能性があるのか。
- 今年の様子をみた上でということのようである。
- 就職協定は、特に設立の新しい（就職につ

いての地盤の弱い) 大学を守るために公正を期する意味で設けられたものであるので、この協定を崩すおそれのあることは認めるべきではないと思う。

- これまで企業研究ということで個々にいろいろなことが行われていたが、それが今度表面化してきて問題となった。
- 私大側では、このOB訪問は10月1日から会社訪問に備えての絞り込みのため、夏休みを有効に使うものだと言っている。
- このような状況が発展すると就職協定は駄

目になる恐れがある。

概ね以上のような意見の交換があったのち、委員長より次のように述べられた。

学生のOB訪問の問題は、就職協定を乱す恐れがあるが、本年度は時期的にどうにもならないので、その結果を見て今後対処することにした。

以上をもって、本日の議事を終了した。

---

## 第4 常置委員会

日時 昭和58年9月21日(水) 13:30~15:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 諸星委員長

小林(代:荒川)、梅津、黒木、天野、町田、高梨、吉利、松本、高木、前田、山川各委員  
舟橋、安藤各専門委員

諸星委員長主宰のもとに開会。

### 【議事】

#### 1. 人事院勧告について

このことについて、委員長より次のように述べられた。

前回(8月29日)開催した給与問題小委員会において、去る8月5日に行われた人事院勧告の対応について討議した結果、本年度はこの勧告の完全実施を目指して国大協として要望書を提出すべきであろうという結論になった。そこで早速、高梨委員にその要望書の原案をまとめていただき、これを各委員のお手許へ送付しお目通しを願ったわけである。

それで本日は、この要望書(案)の内容についてご審議願ひ、修正すべきところがあればご

意見を伺って要望書(案)を整え、各関係省庁へ提出したいと考えるので、よろしく願ひしたい。

以上のように述べられたのち、高梨委員より、配付の要望書(案)の内容について説明があった。

これについて、概ね次のような意見の交換があった。

- この人事院勧告に対し、政府部内では、昨年の凍結分は除外して、本年度分だけとするという空気もあるようである。
- 本年度分だけとして、その実施時期の見込みは何時頃であろうか。
- 仄聞するところでは来年の1月か、または3月からということであるが、その辺はまだはっきりとはしていないようである。

国家公務員賃金というのは他への跳ね返りが多いもので、人事院勧告が実施されるといふことになると、その影響の範囲は非常に広い。例えば政府関係の特殊法人も、また恩給、軍人家族恩給や生活保護費等にも跳ね返りがある。このように、政府は財政支出上、国家公務員の人件費だけでなくこれ以外の一般会計負担費が非常に大きいというわけで慎重な態度をとっているのです、勧告完全実施の壁は厚い。

- 政府の事情はそれとして、今回要望書を出すという趣旨は、国立大学の教職員の待遇改善が狙いであると思うので、その立場から要望すればよいのではないかと。

概ね以上のような意見の交換があったのち、要望書（案）の内容について検討が行われ、若干字句修正を施してこの要望書（案）を承認した。

なお、この要望書（案）の今後の扱いについて委員長より次のように述べられ、了承された。

要望書の提出については、理事会での議を経なければならないが、この要望書提出のタイミングの関係もあるので、直ちに理事会の各メン

バーにこの要望書（案）を文書照会というかたちで承認を求め、時機を失しないように関係機関（文部省、大蔵省、総理府、人事院、行政管理庁、労働省等）へ提出したいと考えているのでご了承願いたい。

## 2. その他

### (1) 教官の退職期日の問題について

昭和60年度から国家公務員の定年制が実施されるに伴い事務系職員の退職日付は年度末の3月31日となるが、大学教官の退職期日は各大学の管理機関が定めることとなっているため、これを事務職員と同様に年度末に統一するためには何らかの措置が必要となるので、これについては協議した。その結果、次回の国大協総会において各大学の教官定年規程の改正を委員長から提言することにしてはどうかということになった。

### (2) 事務系職員の待遇改善について

予てからの宿題となっている事務系職員の待遇改善の問題について協議し、検討資料の準備を進めることとした。

以上をもって本日の議事を終了した。



日 時 昭和58年9月8日(木) 13:00~16:30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 西川委員長

大塚, 鈴木, 山本(代:横道), 田中, 佐藤, 佐々,  
榊, 森, 小林, 頼実, 小西, 関田, 三善, 宮城各  
委員

篠沢専門委員

(文部省)十文字高等教育計画課長, 岡村留学生  
課長, 渡辺国際教育文化課専門員他2名

## 第5常置委員会

西川委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より, 新たに委員に就任された  
森主一委員(滋賀大学長)の紹介があったの  
ち, 次のように挨拶があった。

本日, お諮りする主な議題は「留学生問題に  
ついて」であるが, この留学生問題につい  
ては, 中曽根総理大臣が非常に関心が強く, この  
たび文部大臣に対して「21世紀への留学生政  
策」について検討し提言するよう諮問があっ  
たということである。

また, 平野会長からも, 留学生問題は世界的  
にも関心度が高まっている問題であるので, 国  
大協としても積極的にこの問題の対応につ  
いて検討すべきではないかという強い要望があ  
った。

そこで, 当委員会の中に小委員会を設け「留  
学生問題」について検討することにしてはど  
うかと考える次第であるが, それについて先  
ず留学生問題の現状について文部省より説  
明を伺いたいと思い, 岡村留学生課長の出  
席をお願いした。

本日は, そのほか本年度の外国学長の招  
待の件について, その後の進展状況を国際  
教育文化課の方から報告していただき, ま  
た十文字高等教育計画課長から外国人教  
師等に関する問題について説明を伺うこと  
にしているのので, ご了承いただきたい。

以上のように挨拶があったのち議事に入  
った。

### 【議 事】

#### 1. 外国学長の招待について

このことについて, 渡辺国際教育文化課専  
門員より次のように説明があった。

当委員会より, 本年度はニュージーランド  
国の学長を招待するということに決定した旨  
の連絡を受けて, 早速文部省では外務省を  
通じニュージーランド国の3学長の招待に  
ついて照会を行った。その結果, ニュージー  
ランド国より折返しヴィクトリア, オーク  
ランド, カンタベリーの3大学長を推薦  
してきたが, 7月の時点になって, この推  
薦3大学長の年内訪日は日程上無理である  
ということから, これに代えて他の3大学  
長(ニュージーランドの大学数は6大学)  
ではどうかとの問い合わせがあった。そ  
こで国大協とも相談のうえ, それで差支  
えない旨先方へ回答した。

ところが8月になって, 先方から, 3人の  
学長の訪日希望日程が揃わないので, 個  
々に訪問することではどうかとの問合  
せがあった。しかし, それではこの招致  
事業の趣旨に副わないので, その旨を  
先方に伝え, 日程の調整が可能な2  
人の学長(オタゴ大学とワイカト大学)  
を招

待することとし、その訪日日程は11月25日から12月3日までの9日間とすることで先方の意向を打診しているところである。以上が現在までの経過である。

ついで委員長より、次のような提言があり、了承された。

ニュージーランド国学長の招待については、ただいまの説明のとおり、現在文部省ではオタゴ大学、ワイカト大学の2大学の学長を11月25日から12月3日までの9日間招待するという予定で話を進めているということである。なお、これについては今後滞日日程案の作成や、訪問大学長をもって構成する「招待準備委員会」の開催等の作業があるが、先方からのはっきりした回答を得てから準備を進めることにしたい。なお、これに関する詳細な資料は、秋の総会の前日（11月15日）の委員会の際にお渡しすることにした。

## 2. 留学生問題について

このことについて委員長より次のように述べられた。

最近、留学生問題についての社会的関心が俄に高まり、中曽根総理も文部大臣に対し、21世紀に向けての留学生政策の策定を指示し、文部省の「21世紀への留学生政策懇談会」ではこのたび“21世紀への留学生政策に関する提言”をまとめた。また、平野会長からも、このような動向に鑑み国大協でも留学生問題への対応を検討するようとの指示があった。そのようなことで、本日この「留学生問題」を主要議題として取り上げたわけであるが、これについての協議に入る前に文部省の方から留学生問題の一般状況について説明を伺うことにしたい。

ついで岡村留学生課長から、配付の「21世紀への留学生政策に関する提言」および「同要旨」を基に、その経緯、内容の概要、今後の対応の仕方等について説明があったのち、つづいて「昭和59年度概算要求に関する留学生関係の主要事項」について説明があった。なお関連して、マレーシアの方から学部留学生の2、3年生を日本の大学の3年次に編入させてほしいとの希望があるので、その点検討方願いたい旨の依頼があった。

これについて、次ような質疑や意見の交換が行われた。

- 今回の懇談会の「提言」の中で「開発途上国」という用語が使われているが、これは従来の「発展途上国」という言葉が変えられたのであろうか。
- この用語は別に意味があって言い換えているのではなくて、外務省や中曽根総理大臣の演説の中で「開発途上国」と言っているので、これに倣って用いたものと思われる。意味の点では両者に変りはない。
- 開発途上国の留学生を日本の大学の3年次に受け入れてほしいという要望があるようであるが、その場合に学問のレベルという問題が考えられるので、何か資格試験でも行ってから受け入れるということにしなければ受入れ校では困るのではなからうか。
- 今回マレーシア側から留学生20名を58年度から日本の大学の3年次に受け入れてほしいという申し入れがある。これらの者については、国際学友会の方で1年間の日本語教育を行ってから送り込むということであるが、果たしてこれらの留学生を受け入れる大学があるかどうかは疑わしいので、この申し入れに対

して本年度は無理であるということ伝えて  
いる。

なお、各国の留学生制度の概要につい  
ては、配付の「提言」の38ページから49ページ  
に掲載されているのでご覧いただきたい。

- 「提言」の趣旨は誠に結構であるが、現在  
の財政再建の厳しい状況下で、21世紀への留  
学生政策を考え飛躍的な発展を図ろうとして  
も無理なのではなからうか。59年度の留学生  
関係の概算要求をみても、これでは画期的な  
前進は期待できない。「提言」にあるように  
今後欧米並の留学生受入れを目指すというこ  
とであれば、大学がそれを受け入れることが  
できるように大学の体制の整備を図る必要が  
ある。
- 21世紀へ向けて留学生の大量増加を図るに  
ついては、日本の大学が魅力ある大学という  
ことにならなければ、わざわざ他国から自己  
資金を使って勉学のためにくる者はいないで  
あろう。留学生の拡充は根本的には大学の在  
り方の問題に関わってくる事柄と思う。
- この「21世紀への留学生政策に関する提  
言」について、文部省はこれをどのように受  
け止め、今後どのように進めようという考え  
なのか。
- この「提言」を金科玉条として仕舞い込  
んでおくのではなく、この提言の趣旨を活かすた  
めの長期的な、またある程度具体的な政策お  
よび計画について検討を重ねていかなければ  
ならないと考えている。
- この「提言」に基づく留学生受入れの年次  
計画を考えているか。
- 受入れ数の計画を立てることは難しいが、  
見通しは立てなければならぬと思ってい  
る。

○ 現在、国立大学が抱えている問題の一つ  
に、予算に融通性がなく困る場合があるとい  
う問題がある。例えば開発途上国の大学との  
間で協定を結び先方から研究生が来ることにな  
ったとしても、こちらの大学ではその受入  
れのための予算がないので結局文部省へお願  
いをして国費払いにしてもらうより仕方がな  
いという状況である。このような状況にある  
が、これについて文部省では60年度留学生受  
入れ予算のうち、研究生の受入れ予算額は増  
額されるようになっているのであろうか。

○ 昭和59年度概算要求の資料をご覧になっ  
ていただければわかるように、国費外国人留  
学生の新規受入れの拡大ということについて  
は、大学院レベルの研究留学生に中心を置い  
ており、59年度には125人の増を予定してい  
る。それから、60年度以降のことについてど  
うなるかということについては、21世紀に向  
けてどのような構えを取り、またどのような  
段取りを採るかということによって決まると  
思うが、まだそのような具体的な案がある  
という段階ではない。

概ね以上のような意見の交換があつて本議題  
の協議を終了した。

### 3. 外国人教師、講師および在外研究員制度に 関する検討事項について

このことについて、十文字高等教育計画課長  
から次のような前置があつたのち、配付資料を  
基に詳細な説明があつた。

昨年、「国立又は公立の大学における外国人  
教員の任用等に関する特別措置法」が成立した  
ということもあり、また最近各国立大学の国際  
的な活躍の場が広まってきたこともあり、外国  
人教師・講師についての要望や在外研究員につ

いての要請が年々高まっている状況にある。

ところが一方では国の財政はマイナスシーリングという極めて厳しい状況にあり、国立学校特別会計予算もマイナスのかたちを取らざるを得ないという状況にある。しかし、そのような状況にあっても、外国人教師・講師および在外研究員に関しては従来の子算枠を守り、これを有効適切に運用して各大学から出ているいろいろな要望を受け止め、更に改善を図っていかうということで、昨年の秋以来文部省内部で検討を続けてきた。それで本日は、その内容についてご説明してご意見ご希望を伺い、そのような方向で進めてよかろうということになれば、それに基づいて来年度以降対処していきたいと思っております。

以上の前置きののち、配付の「外国人教師・講師及び在外研究員制度に関する検討事項」に記載の以下の各項目について詳細な説明があった。

#### 1. 外国人教師・講師制度について

- (1) 語学及びその関連分野を含めた拡充要請への対応
- (2) 韓国語、中国語、アセアン諸国語等の開設への配慮
- (3) 外国人教師の給与のあり方
- (4) 外国人講師制度の運用
- (5) その他

#### 2. 在外研究員制度について

- (1) 派遣期間の弾力的運用
- (2) グループ派遣の活用
- (3) 若手研究者に対する特別枠の設定
- (4) その他

以上の説明に関連して、委員長より次のように述べられた。

この外国人教師・講師及び在外研究員制度に関する検討事項については、過般文部省より第5常置委員長の立場にある私に意見の問い合わせがあった。私としてはその趣旨もよく理解できたので、結構である旨答えておいたので、ご了承願いたい。

なお、本日文部省より諮られた検討事項の回答期限については、できるだけ早い方が望ましいとのことであるので、次回委員会の予定日の11月15日までに各委員の手許で検討され、その結果を委員会当日にお持ち寄り願いたい。

#### 4. 留学生問題検討小委員会の設置について

このことについて委員長より次のとおり述べられた。

先程も述べたように、留学生問題は目下の重要課題となっているので、本協会としても本格的な検討を始めたいと思う。については、この問題を専門に検討する小委員会を設けることにしたいが、その構成および委員長の選任についてご協議願いたい。

これについて協議の結果、委員長には鈴木委員（東京外国語大学長）を委嘱することとし、その構成メンバーは次のとおりとした。

- 委員長 鈴木幸寿（東京外国語大学長）  
委員 佐藤 毅（一橋大学教授）  
" 野村正七（横浜国立大学長）  
" 林 栄一（大阪外国語大学長）  
" 頼実正弘（広島大学長）  
" 篠沢公平（東京大学事務局長）

以上をもって本日の議事を終り、最後に委員長より、この9月末日をもって学長を退任される小林章委員（奈良教育大学長）に対して謝意が述べられ、小林委員より退任の挨拶があった。

日 時 昭和58年9月5日(月) 14:30~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 金子委員長

長谷部, 伊藤, 小野, 須甲, 阿部, 野村, 猪,

加藤, 飯島, 大藤, 坂上, 田中(健)各委員

下沢, 遠藤, 田中(綱)各専門委員

## 大学院問題特別委員会

金子委員長主宰のもとに開会。

### 【議 事】

#### ◎ 大学院問題調査研究会議との懇談会について

初めに委員長より, 本日の配付資料の説明があったのち, 先般開催(58.7.7)された当委員会関係者と大学院問題調査研究会議(以下, 「調査研究会議」と略す)関係者との懇談会の模様に関し, 次のように報告があった。

当日, 当委員会から私と大藤, 小野, 野村の各委員が出席したほか, この問題に深い関心を寄せられている平野会長も特別に出席され, 主として以下のテーマ等について隔意のない自由な意見交換を行い大変有意義であった。

- (1) 博士課程修了者の進路問題について
- (2) 大学院の規模及び配置計画について
- (3) 大学院のみを置く大学(独立大学院)について
- (4) 留学生に対する学位授与の問題について

以上の報告に続いて, 調査研究会議の主査でもある飯島委員より, 次のような報告があった。

調査研究会議では以前より大学院問題全般について検討を重ねているが, 今年から, 総論的な検討と並行して, 例えばいくつかの国立大学で提案している総合研究科構想とか, 独立大学

院や連合大学院等の具体的問題も詰めたいと考えており, そこで現在最も熱心に検討されている総合研究科のことも含め大学院一般のあり方について, 当委員会の諸委員との第1回目の会合を開いた。この懇談会は特定テーマを審議したのではなく, 大学院問題全般について自由に意見交換を行ったもので, その際特に決定したという類いのものはない。今後も引き続き会合を開き, その間, 相互に問題点等も煮詰め, 検討を要する事柄については協力して審議を進めてゆきたい。なお, 私はこの9月に文科系の先生と2人で, 米・英・仏の最近の大学院事情を視察の予定である。そして, 意見を取りまとめた上, 調査研究会議として少し具体の検討に入りたいと考えている。

また, 先般の懇談会において平野会長から, オーバー・ドクター, ティーチング・アシスタント, ポスト・グラジュエイトフェロー等の問題について指摘があった。これらの問題についても, 両方で検討すべきであろう。

概ね以上のような報告があったのち, 次のような意見の交換があった。

- 先般の懇談会で, 連合大学院に関しどのような議論があったのか。
- 調査研究会議では, 連合大学院のうち農水産系連合大学院の創設準備室側と3回ほど機会を設けその構想を伺った。これについての文部省の考え方は, 前回の当委員会の席上で

斎藤審議官から説明のあったとおりだが、その後、本年度の概算要求にからみ船田創設準備室長と文部当局との間で話し合いがあった。その内容は、電話で聞いたところでは、現在の連合大学院構想は一種の学位授与機関に近いもので、その設置に当っては大学院設置基準の大幅な見直しが必要となるので、文部当局としては、例えば一つの基幹的大学を中心に参加大学が連合するとか、何か別の形のもので考えられないか、というようなことを話し合ったようである。この方式は、学部数等の関係上単独で総合研究科を設置することが不可能な大学が周辺の大学と協力し、いわばサテライト的に連合することにより一つの大学院を設置しようという考え方に近くなる。なお、この点については、本日の会議終了後、船田室長に会い、文部省との話し合いの内容を詳しく伺うつもりである。また、関東地区の工学系連合大学院は、現在のところ、進展させるとのことなので、しばらく様子を見守りたい。

以上のように、調査研究会議は連合大学院問題について、何ら結論を出していない。ただ、今後、創設準備室側と文部省の間での話し合いが進展せず、他の計画にも支障が生ずるような状況に至れば、文部当局と折衝することもあり得よう。

- 大学院に関わる問題のうち①オーバードクター問題についての方針及びその見通し、②若手研究者の活力を高めるため大学院が重要な役割を果たしているが、それについての考え方、③人文社会科学系の総合大学院の見通し、等に関し、調査研究会議の考え方を伺いたい。
- 調査研究会議では、一番最初、OD問題が

クローズアップされた。ODの存在が大学院博士課程の設置に影響を及ぼしている形跡もあり、この問題について調査した。ご承知のとおり、OD問題は基礎分野の理学部系の特定の専攻科に多い。しかし同じ物理専攻でも、東京大学は表面的には問題は生じないが、京都大学・名古屋大学等は問題が多いとか、大学によってOD問題は異なる。それは一つには、博士課程修了者の進路の問題、教育内容の問題であり、また、大学の構成の面から見ると、定員削減の影響による教官構成の高年齢化にも帰因する問題であろう。このように、調査研究会議は、卒業後の受け皿という観点からもこの問題について種々議論した。

文部省は、OD問題が生じるのは、既存の博士課程大学院の研究テーマが片寄り、既存の専門分野にこもる者が多いことに因由があるという見解を持ち、そのために博士課程設置の旧制大学にアンケート調査を実施し、問題点を把握し、それをカリキュラム化したい意向だった。しかし、調査研究会議は、アンケートの問い方およびその答え方が大変難しい等の理由でこれに反対した。そして、そのかわり、各研究科の現状を直接伺うことを提案し、その結果、先般国立大学大学院の各研究科長に集合ねがい、各専門分野の博士課程の実態を伺った。

その結果、認識したことは、先程も触れたように、問題は各研究領域によって非常に事情が異なり、一般的に言って農学系・工学系等の応用自然科学系・技術系はデザインの仕様があるが、理学系等の基礎的な分野は既存の研究科自身も余り拡大を強調していない。なお、この点に関し学術審議会の若手後継者

養成小委員会とも懇談した。小委員会は、今秋に答申をするとのことだが、学問研究の後継者養成について、むしろサイズを絞れという傾向が強かった。次に、確かに博士課程で専門分野を深く研究するのみでなく広く学ぶ必要もあるが、これは逆に言うと、博士課程の学生が、研究後継者なのか、研究補助者なのか、学生なのか、その身分が不明確のまま運営されてきたところにも問題がある。今後、大学はこのような受入れについても配慮をして、その組織づくりを考える必要がある。

第3に、博士課程修了者の企業等の受入れについて、企業の人事担当者等とも会って話をきいたが、その結果判明したことは、現在の日本の社会では、工学部といえども博士課程修了者を就職戦線的に受け入れるシステムにはなっていないということである。したがって、今後、この点について検討する必要がある。

- 学術審議会の若手後継者養成小委員会では、さらに絞って優秀な者を選び学問水準の向上を図るという考え方で議論が進んでいるとのことだが、大学院博士課程には社会的要請に応じ専門職を養成するという任務もある。
- 今後、総合研究科構想を検討する予定だが、一般論では不十分のこともあり得るので、場合によっては具体的に個別の大学ごとに踏み込んで検討することもあろう。この検討の際、国立大学の博士課程大学院に二つのタイプが存在するというを肯定的に議論するかどうか、一つの問題であろう。また、総合研究科構想が、既存の形態の大学院設置が財政的に不可能だからという発想から

考えられるのでは説得力がない。新しい形の大学院を設置するについては、必然的にこうなったという主張がなくてはならないと思う。

- 後継者を養成するためには博士課程大学院の設置が不可欠であるという面と、現在の情勢では総合研究科を設置する以外に方法がないという両面があるのが現状である。また、その目的も後継者養成ということと、社会的要請に応じ専門職を養成するということの両方が必要だと思う。
- 学生の立場から大学院問題を考えると、現在のシステムでは学生が新分野への研究に組織む場合、大学として受けて立てない面がある。例えば、汚染工業は社会的要請が強いが、それを指導できる者がいない場合、大学院に進んでも独自に研究する以外にない。その場合、ある学習の時点に達した段階で、学位論文等専門的に指導できる教官を世話ができるように弾力的に大学院を運営できるようにシステムを作ることも必要である。また、経営工学は経済学部でも工学部でも勉強できない。この分野は社会的要請も強まっており、これについては学科の構成、学問の内容等大幅に見直さないと対応が難しい。
- 確かに大学院学生の専攻内容に応じて複合指導の体制をとれるような弾力的運営も望ましいが、本来的には、日本の将来の研究教育の充実という観点から、確たる理論構成をもって大学院問題に対処する必要がある。その場合、理工系は理念的に対処の仕様があるが、難しいのは文科系、特に経済・法学部である。
- 旧制大学の経済学部大学院の話によると、企業側は大学院修了者だからといって特別の

待遇はしない。その意味で、学生は余り大学院に進むメリットがない。また法学部は、大学により事情が異なるが、助手として鍛えることを重要視し、大学院は就職斡旋のために用いているところもある。従って、これらの学部では課程博士を出していないところもあるし、学位授与機能も果たしていないところもある。文科系学部については個々の学部毎に、後継者養成・専門講座・学生の教育等の問題を、もう一度踏み込んで議論する必要がある。

次に、理工系と文科系では時間のテンポが非常に異なる。例えば、化学の場合、目標が決まって実験を開始すれば、3カ月位でデータが集まるが、文科系の場合何十年かかって研究成果が生まれるというものもある。思い切って大学院の設置基準のあり方をバラエティあるものにするとか、多様なコース・方法で学生を指導すること等を考えていく方が積極的に対応できる可能性がある。なお、修士レベルだと、経済学部はビジネス・スクールなど要求がある。また萌芽的だが、筑波大学や埼玉大学の政策科学研究科設置にみられるような要請も出はじめている。

- 私のところの政策科学研究科はアセアンの留学生を中心に受け入れる予定だが、調査をしてみると彼らは十分に日本語を習得していない。そこで、講義等全て英語で指導することにした。そうすれば、勉強もはかどるし、修士・博士号取得にも有利になろう。
- 旧制大学の博士課程大学院の教官の中でも、特に社会科学系に多いが、博士号を取得していない者がいる。まず、そこから始めようという話もきいている。これは意識の問題というより習慣の問題で、急に解決するかど

うかわからない。かえって、新しい大学院が設置され、そこでどしどし博士号を出してもらった方がよいかもわからない。

- 修士課程の学生定員の基準はどうなっているのだろうか。
- 今までは1講座2名だったが、最近では1講座1名である。
- 調査研究会議は、学生定員を講座で決めるというこの制度について検討をするつもりである。また博士課程の場合でも1講座1名というつけ方はおかしいのではないか、大学院として必要な数は何名という形の方がよいのではないかという議論も出ている。このように講座と分離するという考え方もある。
- 博士課程の学生、特に理科系の学生は、現在のポジションは名目上のものであって、実際には助手と同様にチームの研究水準の向上に貢献しているマンパワーであるという意識が強い。確かに、仕事内容も勤務状態も助手と余り違わないし、大学院は独立した組織というより講座の中のマンパワーの確保のための一手段となっている傾向が強い。
- 博士課程の学生には修士課程の学生を指導している者もいて、実際修士課程の学生の学問的向上に貢献しているという面もある。そのへんステータスと実像との間にギャップが存在する。
- 現在、博士課程か修士課程かで予算、定員等の面で格差があることが問題である。これを、何らかの形で平均化することが可能ならば、もう少し有益な議論ができよう。ただ、これは、今日のように大蔵省が文教費削減を主張している折でもあるので、不用意にものを言うと逆手にとられる可能性もあり手をつけられない状況でもある。



概ね以上のような意見交換のあったのち、委員長より委員の補充について次のように述べられました。

本特別委員会の宮沢委員（一橋大学長）には7月12日をもって学長を退任されたので、その

後任として同大学の種瀬学長を委嘱することにしたのでご了承いただきたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

---

## 入試改善特別委員会

日時 昭和58年7月12日(火) 14:00~16:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 松田委員長

長谷部、伊藤、小野、天野、小林、猪、飯島、丸井、谷口、永田、松井、池田、喜多村、添田各委員

---

松田委員長主宰のもとに開会。

本入試改善特別委員会の初会合に当り、初めに松田委員長（副会長・東京工業大学長）より次のような挨拶があった。

国・公・私立を通じ大学入試ということが一つの社会問題になっているが、最近特に共通第1次試験に対する世間の風当たりが強まってきているように思われる。国大協では過去長年に亘って入試改善について種々検討を行った末、昭和51年6月開催の第58回総会において「共通第1次試験が大学入試の改善に資する」との結論に至り、昭和54年度より共通入試制度導入に踏み切った。そして、今年度で5回目を迎えるとともに、これによる第1回の卒業生を社会に送り出して、共通第1次試験は大学入試制度として定着しつつあるように見える。しかしその反面、これに対する各方面からの批判も起こってきて、国会においてもこの問題が取り上げられて論議されている状況にある。そのいわれている批判の中には共通入試制度の主旨を十分理解していないところからくる的外れと思われる意見も見受けられるが、また一方で、当初予想もしていなかった難しい問題がその後生じてきた

ことも事実である。そして、この共通第1次試験の問題点についてはすでに第2常置委員会でその改善策が検討されているが、この際、共通入試に対する意見や批判を踏まえ「社会的観点から入試全般を見直して適切な大学入試のあり方を検討する」ことが必要ではないかということになり、このたび「入試改善特別委員会」として本委員会が発足することとなった（去る5月25日開催の理事会および6月21日開催の第72回総会でこれの設置が諮られ、承認された）。以上が当委員会設置の目的および経緯である。

ところで、本特別委員会の構成については、第2常置委員会との関係や各地区別、大学の種別等の要素を勘案して委員をご委嘱した。なお、斎藤第2常置委員長時代に専門委員をされ、同時に、東京工業大学で教務部長職にあって大学入試に関して造詣の深い小林教授に委員長の補佐役として委員に加わっていただきたいと考えるので、ご了承いただきたい。

なお、本特別委員会の運営については、第2常置委員会と連携を保ちつつ審議をすすめる必要があるが、この問題を検討するについて会長より、タイムスケジュールを立ててすすめてほ

しい旨の要請があったので、およそのスケジュールとしては1年後の来年6月総会に「中間報告」を取りまとめ、2年後の昭和60年の6月総会に「最終報告」を提出したいと考えているので、ご了承いただきたい。

以上のような次第で、当特別委員会の最終的な役割は、大学入試全般の改善についての提言を取りまとめることにあるが、議論の出発点としては共通第1次試験の見直しから始めたいと考える。そして、これを糸口に委員会の今後の検討課題を探りたいと考える。それで、本日はまず、共通第1次試験導入の経緯、および共通第1次試験の基本理念について、当時、入試調査特別委員会あるいは入試改善調査委員会に委員として参加されていた方々にお話を伺い、また、猪委員（第2常置委員会委員長）より、第2常置委員会で目下検討がすすめられている共通第1次学力試験の改善方策についての審議状況をご報告いただいたうえ、協議を行いたいと考える。

概ね以上のように述べられたのち、各委員の紹介があり、議事に入った。

## 【議事】

### ◎ 委員会としての検討課題について

初めに委員長の要請により、飯島委員から共通第1次学力試験が導入された経緯について大略次のような説明があった。

私は昭和44年に国大協に参加したが、当時国大協で大きな問題となっていたのは、いわゆる一期校・二期校の問題であった。40年代における大学進学率の伸長に伴い、国立大学の二期校では、一期校との併願ということもあって受験者が膨大になり、しかもその試験期日が3月下

旬に行われ、これを3月末に合格発表するというハードスケジュールを組まざるを得ないということ、また受験志願者は多いが一期校合格によって欠席率が高いとか、合格者の入学辞退者も多いとかの困難な状況に当面していた。それと、一期校は一流校で二期校は二流校という世間の印象ということもあり、この一期校・二期校制度を解消してほしいとの要請が主として二期校側から強く出された。

このため、国大協では入試期特別委員会を設けてこの問題を検討することになった。当初は一期・二期を廃して試験期日を一本化する案が考えられたが、文部省や国会や世間は2回の受験チャンスの維持を支持していたので、これをすすめることは困難となった。それで、次に考えられたことは一期・二期の合理的な再編ということであったが、これも種々の隘路があって実現しなかった。このように、入試期問題については国大協として一致した案が得られず、結局一期校・二期校の解消ということも宙に浮いた形となってしまった。

一方、進学率の増大する中で、受験者数の多い大学特に二期校などでは、受験生を“ふるい”にかける難問奇問を出題する傾向が顕著になったことなどもあり、各地に続発した大学紛争が下火になるにつれ大学入試に対する世間の批判が強まってきた。それで、これらの批判に答えるべく国大協では新たに入試調査特別委員会を設けて入試改善の方策について検討を始めた。

その検討においては、大学入試の理念に始まり入試改善の具体的方法について論議されたが、入学試験に唯一絶対といえる方法はないので、受験生を一つの尺度（1回のペーパーテストの結果）で選別するのではなく多面的要素に

よって選別することがのぞましいという観点から、調査書の活用、推薦入学の拡充、面接の重視、その他各大学の個性的な選択を取り入れることなどが論議された。そして、その論議の中で資格試験ということも話し合われたが、結局、クローズアップされてきたのが共通第1次学力試験構想であり、各大学の行う入学試験の一部を共通化し、高校教育における一般的・基礎的学力をみる1次試験と、各大学が志望学科の適性を評価する2次試験の結果を総合して大学入学の可否判定をしようという考え方である。なお、入試の改善については本来、国・公・私立大学全部合わせて行うのであれば効率は薄い、国大協が私立大学の入試の方法について言及することはできないということから、共通1次試験は国立大学だけを対象とする考え方とした。そして、このように共通入試制度の導入によって、とかく批判の強い難問奇問の出題とか、俗にいう“一発勝負”への批判にも応えることになり、また、懸案の一期校・二期校問題もこれを契機に解消したいということであった。このような考えの方針に従って47年9月に全国共通第1次試験についての基本構想がまとめられた。これに対し文部省は、国大協が国立大学入試の抜本的改善に取り組むということであれば、その調査研究のための予算措置を講ずる用意があるということであった。これについて国大協では、調査研究の経費は受けるがこれの結果についての拘束は受けないということで、48年8月に入試改善調査委員会を設けて共通第1次試験の実施方法等具体的問題の調査研究に着手した。

入試改善調査委員会では、共通1次試験の検討をすすめるにあたって、実施方法についての専門委員会のほか、共通第1次学力試験が多数

の受験生を対象とするため、その答案の処理をコンピュータに頼らざるを得ないので、コンピュータ処理の可能性と、マークシート方式による適正な出題の可能性について、コンピュータ専門委員会および各科目別専門委員会を設けてそれぞれ検討がすすめられ、これを踏まえて2度にわたる模擬試験による実地研究も行われた。そして、51年6月の第58回総会で、「共通第1次試験は大学入試の改善に資するものである」との判断が下され、ついで同年11月の第59回総会において「共通第1次試験は昭和54年度大学入学者選抜から実施可能である」との結論に達した。

このようにして共通1次試験実施へ向かってのスタートが切られたが、これの実施に当たって当時の問題は次のようなことであった。

その一つは、共通1次試験の実施時期の問題である。これについては、私立大学の入学試験等の関係、高校教育の最終学年に歪を与えないこと、入試業務の技術面から2次試験との間隔を一定期間あけなければならないこと、降雪による交通上の問題、等を勘案した結果、1月中旬ということになった。

第2点は、共通第1次学力試験の出題教科・科目の問題である。これについては従来、2期校では試験日と合格発表日の間隔が短いということもあって、出題科目が1期校に比して少ないこととか私立大学の入試科目数との比較ということも論じられたが、大学の入試科目が高校教育へ及ぼす影響ということ、入学後の一般教育課程に与える影響ということなどから、結局必修科目を出題範囲に5教科7科目ということになった。

第3点は、入試期の一本化に伴う受験の機会に関することである。これは、入試期が一本化

されることによって受験生は国立大学受験の2回の機会が1回に減って不利益を被ることになり、これを何らかの方法で救済する必要があるのではないかということから、受験生が第1次試験の成績の自己採点をもとに2次試験で志望校の変更を認めるという「自己採点方式」構想を取り入れて、これに替わる措置を講ずることになったものである。

第4点は、いわゆる足切りの問題である。これは本来行わないのが好いとされたが、各大学が行う2次試験を丁寧に行おうとする場合は、一定の人数の制限はやむを得ない措置として考えられ、入学定員の3倍程度が一応の目安とされた。しかし、これについては、国会等でも批判があったが、私は、一連の試験のワンステップとして止むを得ないと考えている。

以上が共通1次試験実施にあたって当時問題となった事柄であるが、これがスタートして以後新たに幾つかの問題が生じてきた。

その一つは、第1次試験と2次試験の組合せについての各大学の考え方が変化してきたのではないかという点である。共通入試について当初考えられていたのは、第1次試験では高校教育課程の5教科7科目の必修科目についてその一般的基礎的学習の達成度を測り、2次試験では学科試験についてはできるだけ第1次試験と重複を避けるとともに、面接・小論文・その他多面的な方法によって当該学部・学科に適した入学者を選抜することがのぞましい、とされ、配点のウェイトについても第1次試験の方にウェイトをおきたい、という考え方があった。それが、共通入試の回を重ねるにつれこの考え方は徐々に変わって、全体的傾向として2次試験の学科試験の成績にウェイトをおいた選考をする大学がふえてきているようである。これは、第

1次試験の方にウェイトをおく大学・学部へ比較的学力の低い受験生が集中することなどがデータ上明らかになってきたこともその事由の一つとして考えられる。それから、受験産業がこれほど強力で共通入試に関わってきて受験生のいわゆる“輪切り”現象や大学の序列化を強めることになるとは予想できなかったことである。しかし、これは対受験産業ということに止まる問題ではなく今日の情報技術の飛躍発展する時代に今後これにどう対処してゆくかということであろう。

ところで、大学入試センターは、これが設置される際の国会の付帯決議にもとづき大学入試に関する研究も行っており、本特別委員会で入試改善問題の検討をすすめるにあたっては、同センターより必要に応じてその資料の提供を依頼しては如何かと考える。

以上の説明について、小野委員より共通第1次試験のコンピュータ導入の経緯等について、また丸井委員より、「共通第1次試験の基本構想」（47年9月）に示された試験実施の方法について説明があった。

以上の説明があったのち、おおむね次のような意見交換が行われた。

- 本特別委員会で入試改善について検討を始めるについては、第2常置委員会や大学入試センターとも協力し合う必要があるが、同時にそれぞれが検討する事項の分担をはっきりさせておく必要もあろう。
- 第2常置委員会は、主に共通入試制度の枠内における問題点を検討するのであり、また、大学入試センターは専門的見地から入試についての調査・研究を行っているのであ

り、本特別委員会としては、現行共通入試体制ということに余りとらわれずに、基本的な観点から大学入試のあり方を検討してゆくのがよいと考える。

- 共通入試制度の導入によってある程度“輪切り”現象が生じることは予想されたが、これほど問題になるとは思えなかった。これは、「自己採点方式」を認めたことから受験産業が絡んで“輪切り”を生むことになり、その結果、旧二期校を中心に入学者の学力低下等の現象が現われてきたものであるが、これは副次的に、受験生の“国立大学離れ”を呼ぶ結果ともなったといえるのではなからうか。
- 共通第1次試験で“輪切り”や大学の序列化といったことが問題になっているが、これは、もともと国立大学は建前上格差がないとされ現実との間に遊離があったこと、それから、私学の内容が急速に充実してきたことなどがその遠因として考えられる。

以上の論議が交されたところで猪委員より、第2常置委員会における共通第1次試験の改善方策の審議情况等について次のような説明があった。

ご承知のように共通第1次試験について世間からの批判が強まってきた。第2常置委員会ではこの批判に対応して共通第1次試験の改善方策について検討をすすめているが、それは次のような点である。その一つは、出題教科・科目数の問題である。これは私立大学の多くが3教科3科目であり、5教科7科目は受験生に負担過重である、との批判を受けて検討をしているものである。第2点目は、共通第1次学力試験の実施時期の問題である。これについては以前

より高校側より高校3年次第3学期の授業に悪影響を及ぼさないようその実施時期の繰り下げが要望されていたが、これまでの検討の結果、現行の1月中旬を2月上旬に繰り下げる案が出てきて、入試センターからはこの期日でも実施は技術的に可能である旨回答を得ている。もう一点は、“輪切り”の対策という問題である。これについては各大学で深刻な問題となっており、受験産業の進路指導を封じる方途を講じることも必要であると思われる。このほか試験の出題形式（文系・理系のコース別、ア・ラ・カルト方式）、推薦入学、2次募集などの問題もある。以上が第2常置で目下検討中の事項である。この中には共通入試制度の基本にかかわる問題も含まれており、慎重に検討をすすめたいと考えている。

以上のような説明に引続き、更に次のような意見交換があった。

- 共通第1次試験について今最も必要なことは、第1次学力試験で結局のところ何を目的としてどこまでの学力を測ろうとするのか、2次試験では何を測るのか、を改めて考え直してみるのではなからうか。それというのも、第1次学力試験が「高校教育課程における一般的基礎的学力の達成度」を測るとしながら、これが一方で選抜機能を有するという基本的な点に矛盾があるためである。これを考え直さないかぎり小手先の方法論では本当の意味の入試改善はできないと思われる。
- 中央教育審議会で高校教育関係の議論を聞いていると、就学率が90パーセントに達した今、高校教育の多様化ということと相俟ってこれからの高校教育のあり方が議論されている。その中で、たとえば、高校をその目指

す方向により、基礎的な学力のマスターを主眼とするグループ、職能的な技能の修得を主とするグループ、あるいは大学進学グループ等数種のジャンルに分離してこざるを得なくなるであろう、というような議論もされているようである。そして、大学進学グループの中で国立大学はその中の一ジャンルをついているといえよう。新しい教育課程により高校の選択科目がふえたが、これに伴い大学側としてもこれにどう対応するか考える必要がある。

- 高校生の意識も変わってきており、高校の受験体制も変わってきている。国立型、私立型、就職型に区別された横並びの教育が行われており、今の若者は全体的に夢を描かなくなったという印象がある。これが大学受験の志望校を選ぶに際しても現れているようである。
- 共通入試制度は十分考えたうえで導入に踏み切ったのであろうが、世の中全体が多様化に強く傾いている中で、国立大学の入試制度は固いという印象をうける。若者の中に意識の変化、スタイルの変化が起こっているとすれば、共通入試制度はそれと合わない方向にいつているのではなかろうか。それというのは、国立大学では比較的学力の高い者が多く受験するので、試験科目を多く課してバリアをつくり、なるべく受験を抑えようとしてきたのではなかろうか。いってみれば共通入試制度は高度成長時代にあった制度ともいえ、これが今の若者の風潮と合わなくなっているのではないかと思われる。
- 旧一期校といわれる大学でも、地方の大学では勉学意欲の乏しい学生がふえたといった悩みを抱えている実情があり、共通入試以前に入学した学生と実施以後入学してきた学生

の学力の調査を行うことも必要ではなかろうか。

- 私学の実状についても調べる要があろう。
- 入試について基本論を深く検討することも必要であろうが、今後の大学教育の多様化・弾力化の方向を踏まえ、第1次学力試験あるいは2次試験のあり方にどこまで弾力的な方法が考えられるかの検討も必要ではなかろうか。たとえば、第1次試験の出題形式をア・ラ・カルト方式にすることが考えられる。これだと「高校教育課程における一般的基礎的学習の達成度」を測るとする第1次試験の本来の趣旨から若干はずれることになるうが、共通入試の意味をあまり損わない方法を工夫することで実施できないものであろうか。それから、第2次試験の実施期日についてであるが、これを全国立大学が同日に一斉に実施するのではなく、一定の期間を定めてその間各大学で自由に実施日を決めて行うということは考えられないであろうか。
- 2次試験の実施期日を各大学の任意とした場合に生じる問題点としては、大学によっては受験者が減ったり、入学辞退者の増を招くことなどであり、これを割り切ることができればできないことではない。

以上のような意見交換があったほか、添田委員（徳島大学長）より、「全国立大学の専門分野別「昭和53年度及び54年度入学者の卒業状況に関する調査」および「昭和53年度・54年度入学者の卒業率について」の配付資料について、また猪委員より、「最近の国会における入試の主な質問状況」および「大学入試改善に関する意見等」の配付資料について、それぞれ説明があった。

最後に委員長より、次回までに入試改善につ

いての検討課題の案をつくっておきたい旨述べられ、本日の会議を終了した。

次回 9月28日(水) 14:00~

---

## 入試改善特別委員会

日時 昭和58年9月28日(水) 14:00~16:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 松田委員長

長谷部, 伊藤, 小野, 天野, 小林, 猪, 丸井,  
谷口, 永田, 松井, 池田各委員

---

松田委員長主宰のもとに開会。

初めに前回議事要録の朗読(事務局)があり、ついで委員長より次のように述べられたのち議事に入った。

本日は、前回行った入試改善についての討議を踏まえて私が本特別委員会としての「検討課題」案を用意し、それをもとに今後の検討課題の方向を探ってゆくという予定であったが、それよりも、もうしばらく各委員より意見を伺って、その中で「検討課題」の重点を絞ってゆく方がベターではないかと思われるので、今回を含めて数回程度ブレイクストーミング的に協議をすすめてゆくこととしたい。

### 【議事】

#### ◎ 今後の検討課題について

初めに委員長より次のように述べられた。

前回の論議等を踏まえて入試の問題点について私なりに総括してみたいと考える。

大学入試が目的とするところは、大学教育に相応しい能力を具えた者を選抜することにあるが、一方、これが高校教育に及ぼす影響は大であり、その意味で本特別委員会で入試改善の問題を議するについては大学サイドからばかりでなく、高校教育との関連を十分考慮しながら検討をすすめてゆく必要があると思われる。

ところで、共通入試制度について種々いわれている批判の中にはこの制度の撤廃を唱える向きもあるようだが、私としては、この制度について考え直さなければならない点はあるとしても、発足後未だ5回の実施経験を経たにすぎず、今これを廃するというような朝令暮改は好ましくないと考える。それで、共通入試制度存続の前提の下で、現在提起されている批判、問題点をアットランダムに挙げると次のようなことになるかと思われる。

- (1) 共通第1次学力試験の出題教科・科目については、大学における教育上の必要性ということとともに高校教育を乱さないという配慮から「5教科・7科目」となったのであるが、この教科・科目数が受験生に負担過重であり、かつ私立大学との併願を困難にしているという批判がある。しかし、この場合の“負担過重”ということの意味が必ずしも明確になっているとはいえないようである。
- (2) 昭和60年度以降の共通第1次学力試験から、その出題が必修科目に選択科目を加えた5教科7科目となったが、その出題の範囲については、高校第3学年第3学期の授業と試験実施期日との関係で選択科目の出題範囲ということが問題となっている。これについてその範囲を3学期中途までとするか、あるいは第2学年終了までとするかなどの考え方も

あるが、これには出題上の技術的な問題やあるいは学力レベルの低下の問題がある。

- (3) 共通第1次学力試験のマークシート方式による出題で、学生の思考力、記述力、表現力といった能力がどの程度測れるのかという批判も依然として根強くあるようである。
- (4) 共通第1次学力試験の実施期日を1月中旬の土曜、日曜としている現行より遅らせて、1月下旬から2月上旬に繰り下げることが検討されているが、これについては高校教育への配慮ということとともに私立大学の入試との関係を無視することはできないと思う。それから、この入試期日の問題については、夏休みとか秋まで大幅に繰り下げてはどうかとする意見も一部にあるようであるが、これには大学の学年暦の変更ということとも関わり大きな問題がある。
- (5) “輪切り”現象の弊害が指摘されて、入試に対する受験産業の介入の排除がいわれているが、情報処理技術の発達による受験産業自体の調査能力からみて、介入を防ぐということとはなかなか困難と思われる。
- (6) 共通第1次学力試験では「自己採点方式」が採用されているが、これを導入した本来の趣旨が生かされていないのが実態である。この自己採点方式は、従来の一・二期校制の下で2回あった受験の機会が、共通入試の実施に伴い1回に減ったことへの代償的措置として考えられたものであるが、結果的には受験産業がこの自己採点のデータを活用して進路指導を強化するようになり、受験生は志望校の選択にあたって自分の希望する大学というよりは自分の学力に見合った入学出来そうなところを選ぼうとする傾向が現れるようになった。そのため入学後の学生生活において

勉強意欲に欠ける者も少なくないといわれている。この点から「自己採点方式」についても一度検討してみる必要があると思われる。

- (7) 共通第1次学力試験では、各教科間で評価の配点を変えるいわゆる“傾斜配点”が認められているが、これがあまり極端になると、撮み食いとなって共通1次試験本来の意義が没却されることになり、また高校教育に歪を与えることになる。この傾斜配点は、一面では学部の特徴との結びつきに資する面があるが、その反面において受験生に志望校の変更を難しくすることになるという問題がある。これは、出題形式をア・ラ・カルト方式や文系・理系に分けるコース別方式をとった場合も同様のことがいえる。
- (8) 共通第1次学力試験を“資格試験化”してはどうかとする意見があるが、この場合「第1次試験と2次試験の成績を合わせて総合判定により入学者の選抜を行う」としている現行共通入試制度の理念に反することになるばかりでなく、法令上（高校長による「高校教育課程修了」の認定をもって大学入学の資格とされている）からも問題がある。また、これは私立大学に与える影響も大きいであろう。
- (9) 2次試験は共通第1次学力試験では測れない学力その他当該大学・学部の教育上必要とされる資質・能力を測定しようとするもので、いわば第1次試験のマークシート方式による試験の補完という役割ももっているが、その際出来るだけ面接・小論文・実技などの方法を取り入れて多面的な角度から綿密な選考が行われることがのぞましいとされ、現に相当数の大学で面接・小論文が課せられているようである。しかし、これには評価の客



観性という点に問題があり、また多人数を対象としての実施に困難が伴うといった問題もある。

- (10) 第2次試験の受験機会を複数回にしてはどうかという意見がある。これは、2次試験の受験の機会が1回に限られていることについて受験生側に不満があることと、大学側にも旧二期校などから一期・二期の旧制度の方がむしろ学力の高い学生が得られていたといった不満があることによるものである。しかし、この問題は以前の一期校・二期校の復活につながりかねないので、よほど慎重に扱わなければならない問題と思われる。
- (11) 共通入試制度は共通第1次試験と各大学毎の第2次試験の組み合わせを含め多面的な資料により合否の判定を行うことがのぞましいとしているが、一方、2次試験を丁寧に行うための措置として認められている2段階選抜が、ある種の資格試験となっているのではないかという批判があるようである。この点各大学は第1次試験と第2次試験の組合せについて工夫が望まれる。
- (12) 入学者選抜の一つの判定資料として高校の調査書の利用ということがいわれているが、これについては調査書の記載内容に対する信頼度の問題とか高校間のレベル格差の問題という点から、十分に活用されていないのが実態であろう。
- (13) 推薦入学については、これを取り入れる大学・学部が徐々にふえてきているようであるが、大学入学者の資質の多様性という観点から今後特異才能者・帰国子女・社会人等の受入れの促進について検討をすすめてゆく必要がある。

また、受験のチャンスということに関連

し、2次募集枠の拡大ということも考えられてよいのではないと思われる。

- (14) 共通入試の問題について、もっと目を拡げると共通第1次学力試験への私立大学の参加の問題がある。これについては、膨大になる受験者数に伴う入試センター等の事務処理体制上の問題のほか、この導入が私立大学としての独自性を失わせることにならないかといった問題点が考えられる。

以上、共通入試制度に関する問題点等について、これまでの討議や資料をもとに列挙したが、このほかにも未だ問題点が残されていると思われるので、各委員よりご意見を頂戴しながら本日の協議をすすめてゆきたいと考える。

ついで、猪委員（第2常置委員会委員長）より第2常置委員会における共通第1次試験の改善に関する審議情況について、出題教科・科目数、試験実施時期、出題形式（文系・理系のコース別、ア・ラ・カルト方式）、推薦入学、2次募集、等の諸問題について、先般各大学長宛実施した「入学者選抜方法等に関するアンケート」で寄せられた意見も参考にしてそれぞれ改善方策の検討をすすめてゆきたいが、その際、入試制度の基本にかかわる問題が生じてきた場合には当特別委員会に諮りたい旨説明があった。

ついで松井委員より、当特別委員会における検討課題に関する提案について、配付資料をもとに概ね次のように説明があった。

現行の大学入学者選抜方法について、たとえば共通第1次学力試験の出題教科・科目が「5教科7科目」となっているのは受験生に負担であるという批判があることに對し、「ア・ラ・

カルト方式」等の出題形式を取り入れてその軽減を図ってはどうかといった議論があるが、このような試験の方法論についての議論をすすめる以前に、大学入試で何を問うべきかという基本論について改めて検討しなおすことが必要であると思われる。

その具体的な検討方法としては、共通入試制度について第1次試験と第2次試験のそれぞれの基本的性格を明確にするということがまず考えられるのではなからうか。たとえば、現行の第1次試験の目的とするところは「高校教育課程における一般的基礎的学習達成度の共通尺度による評価」を行うこととされているが、これが、一方で「入学者の選抜機能」を有する面もあって論理の整合性に明快でない面がある。そして、選抜的機能が強く出ることが、いわゆる輪切り現象を招く原因ともなっている。

この弊害を軽減させるため第1次試験の性格を「資格試験的」にしてはどうかといったことも考えられているが、結局、前述のように、大学入学者選抜で第1次試験と第2次試験の分担を明確にさせることによって「出題教科・科目数」や「評価の仕方」ということの位置づけがはっきりするようになるのではなからうか。

以上の説明があったのち、次のような意見交換が行われた。

- 共通第1次試験の利用の仕方についてであるが、大学間格差は厳然として存在しており、全ての国立大学が5教科7科目を対象に1,000点満点の1点刻みによる評価をする必要はないのではなからうか。
- 共通第1次試験の成績について全大学が同じように扱う必要はないであろう。第1次試験では適切な試験問題を出題し、これをどの

ように利用するかは各大学・学部の判断によることであろう。

- 共通第1次試験の5教科7科目が受験生に負担過重になっているといわれているが、その理由というのは、第1次試験が1点刻みで評価されるため、国・公立志望者をかかえた高校では、3年次になるとその受験に備えて1,2年次に履習した科目も含めて出題科目の総ざらいを行うことになり、これに加えて更に2次試験のための勉強もしなければならないということ、また、試験科目数の多いことが勉学上、試験科目数の少ない私立大学との併願を困難にしている、ということのようである。これについては、いわゆる進学校といわれているところよりも、“Bクラス”の高校で一層問題となっているようである。それでこの際、第1次試験についての評価を1点刻みによらないで、例えば20点程度の幅で評価して資格試験的性格にするということも考えられてよいのではなからうか。

ここで、天野委員より、通般都立高校23校の教師を対象に実施した「共通第1次試験の高校教育への影響（学校ランク別、担当教科別、年齢別）」および「学習指導要領の改訂による影響（学校ランク別、担当教科別、年齢別）」等に関するアンケート調査の結果（350人の回答の集計）について、配付資料をもとに詳細な説明があった。

その説明の要点は、「共通第1次試験の影響」については、①学校ランク別では上位ⅠおよびⅡのクラスが、②教科別では「社会科」担当教師が、③年齢別では概して40～50歳代が、それぞれ影響が大きいと感じていて、また、「学習指導要領の改訂による影響」については、履修単位基準の減った「英語」の担当教師が生徒の

学力低下に危惧をもっているという回答であった。結局、全体として都立高校教師は共通入試実施以後、高校生の学力が低下してきていると感じており、特に有名進学校ほどこれを意識しているということが、この調査から窺える、ということである。

この説明に引続き、次のような意見交換が行われた。

- 都立高校の生徒の学力が下がってきているということのようだが、学力の低い者でも国立大学に入学できているということであろうか。
- 高校学習指導要領の改訂に批判的な教師の中には教育に危機感をもっている者も少なくないようである。国立大学では入学者選抜試験で要求する学力水準は変動しないのに、一方で高校教育の水準が下がると、この間に学力のギャップが生じることになり、これを予備校等に依存して補わざるを得なくなるということになる。
- 国立大学の質の低下がいわれているが、特に地方の国立大学でこの傾向が著しいといえるのではなからうか。私の大学は旧二期校であったが、共通入試実施以前は旧一期校や有名私立をかけた受験する比較的学力の高い者もかなり入学していたが、共通入試が導入されて以後、入学してくる学生の質がはっきり低下しているといえる。しかし、このような学生の質の低下ということは旧二期校だけの現象ではないようで、旧一期校の中にも同様の問題で頭を痛めているところもあるようである。このような傾向は、今の若い世代がイージーゴーイングで、共通第1次学力試験の5教科7科目に加えて2次試験の勉強をし

なければならぬことの負担を避けようとするためであるとすれば、入試の方法について学生の気質の変化ということも配慮しなければならないのではないかと思われる。

- 地方の国立大学の地盤沈下は文科系の学部において目立っている。これは学生の卒後の就職の問題とも関係しているようである。
- 地方国立大学の質の低下現象は共通入試によるためだけではないであろうが、入試の方法についても改善の方策を講じてもらいたい。大学の柱は「教官」と「予算」と「学生」であると思うが、その学生の質が低下したのでは教育上問題であるばかりでなく、大学全体の活力に悪影響を及ぼすことになる。
- 高校生の意識調査を入研協（国立大学入学者選抜研究連絡協議会）と入試センター研究部で全国的に実施したいと考えている。そして、学生の質の変化について、どこまでが入試制度にかかわり、どこまでが教育課程にかかわるのか、また、どこまでが戦後教育のカレントの影響かを明らかにさせたいと思っている。
- 高校教育の正常化という観点から、高校第3学年第3学期の授業を乱さないということと、進路指導に対する受験産業の介入の排除を狙いとして第1次試験の実施期日を繰り下げて2次試験の出願日と接近させることが考えられているが、高校関係者の話では、受験産業の介入の排除という点では、たとえこの期間を縮めたとしても、これを阻むことは難しく、また、第3学年第3学期の授業を乱さないという点からみると、この程度の繰り下げでは十分とはいえないということのようである。ただ、試験実施期日の繰り下げに付随

して出願期日が現行より1カ月繰り下げられることは評価されているようである。

- 共通第1次試験期日の繰り下げについては、当初2月上旬という線が考えられていたが、私立大学の入試期日等との関係もあり1月下旬ということが考えられたものである。

この共通第1次試験期日の繰り下げが検討されているのは、高校第3学年第3学期の授業を乱さない等のほか、昭和60年度以降の共通第1次試験の出題科目との関係ということが背景にあるためでもある。それというのは、昭和60年度以降の共通第1次試験では昭和57年度より高校学習指導要領の改訂に伴って必修科目に加えて選択科目も出題されることになったが、新高校教育課程では、選択科目については2年次乃至3年次で履修されるが、試験期日が現行と同様であると、これらの科目の学習が完了していないことになり、出題の範囲の取扱いということが問題である。それで、これについて入試センター新教育課程試験問題調査研究委員会等で現行の第1次試験の「日本史」の扱い（第2次大戦以降の現代史を出題対象から除外している）ということもふまえ検討が行われた結果、各出題科目についてその内容の全体を対象に出題すると結論になった。このため、共通第1次試験の実施期日の繰り下げが必要ということになり、これについて第2常置委員会等で検討を重ねた結果、1月下旬という案が考えられたものである。

- 共通第1次試験期日を1月下旬まで繰り下げると、私立大学の多くの入試期日に近づくことになり、そうなると、受験生は現状以上に私立大学を受験する者と国立大学を受験する者とが分離せざるを得なくなる。その結

果、国立大学の方の受験者数が減るおそれがあるという議論もあるようである。

- 現行の共通第1次試験の趣旨と高校教育の理念上からは矛盾することになるが、試験の方法として、第1次試験の実施時期を2回に分けて特定の科目について試験期日を大幅に繰り上げる、といったことも考えられるのではなかろうか。
- 各大学の第2次試験では共通第1次試験の出題との重複は好ましくないとされているが、第2次試験で学科試験の科目数を抑えようとすると、「社会科」などは第1次試験の成績にたよらざるを得ないことになり、これは結果として選抜試験とならざるを得ないであろう。
- 現行の共通第1次試験は出題科目がすべて必修科目となっているため、第2次試験では選択科目を課すなどで出題範囲が変えられるが、新高校教育課程による昭和60年度以降の共通入試では第1次試験に選択科目が大幅に加わることになったので、2次試験と出題の対象が重なることが考えられる。この点、第1次試験と第2次試験はそれぞれ何を目的に行うのか、その理念を明確にしておく必要があるのではなかろうか。
- 第2次試験の試験内容は各大学で違っており、第1次試験に判定のウェートをかけて選抜機能をもたせる大学があってもよいのではなかろうか。
- 第2次試験に対して国大協のガイドライン（「二段階選抜における共通第1次学力試験の成績の利用について（通知）」昭53.6.24）があるが、これで各大学を拘束しておいて、一方で各大学に第2次試験で選抜法の工夫を求めているのは何かおかしいように思える。

ここで、永田委員より配付資料をもとに、共通第1次試験の4月繰り上げ実施および第2次試験の二期試験制（第一期；3月1日試験開始・3月15日までに合否発表，第二期；3月16日以降試験開始・3月31日までに合否発表）について説明があり，これに引続き次のような意見交換が行われた。

- 第2次試験の二期制について検討すること自体には異論はないが，第一期合格者が第二期の受験を希望した場合，これを受験させないということにすると憲法に触れる虞れがある。
- 共通第1次試験の成績の利用の仕方については，当初1,000点満点の総点による評価という考え方から，その後各教科間の傾斜配点が認められるようになったが，これは共通第1次試験の趣旨からみると問題がないわけではない。また，受験生は試験科目の1科目を受験しなくても失格になるが，一方これを利用する大学側は“つまみぐい”をするというのは問題があると思われるので，このへんの論理性・整合性を明確にしておく必要がある。
- 入試の出題教科を主要3教科とし，共通第1次試験の出題科目から「社会」と「理科」を外してはどうかという意見もあるが，共通

第1次試験が選抜機能としての役を現実に期待されている以上，外すことは無理と思われる。

- 共通第1次試験について国語・数学・英語の3教科については現行期日より繰り上げて実施し，社会および理科については現行と同時期に実施するというように，実施時期を教科別に2段階に分けるといったことも今後検討されてよいのではなかろうか。
- 暗記的要素の強い科目が2次試験の前に行くのは受験生にとって負担感が強いようである。この点，社会や理科を早い時期に試験することが考えられる。

概ね以上のような意見交換が行われたのち，委員長から次のように述べられて本日の会議を終了した。

本日は前回に引続き共通入試を中心に入試改善についてご意見を伺ったが，次回は，共通入試制度について理念に溯り，第1次試験では何を測るのか，また第2次試験では何が求められるかといったそれぞれの基本的性格についてご協議いただくこととしたい。

次回 11月1日(火) 14:00~16:30

● 諸 会 合

昭和58年7月～9月

- 7月7日(木) 10:30 大学院問題調査研究会議との懇談会  
13:30 第3常置委員会
- 7月11日(月) 14:00 第2常置委員会打合せ会
- 7月12日(火) 14:00 入試改善特別委員会
- 7月18日(月) 13:00 第4常置委員会小委員会
- 7月20日(水) 13:30 大学のあり方の検討小委員会
- 7月21日(木) 13:30 図書館特別委員会小委員会
- 
- 8月12日(金) 13:30 第3常置委員会小委員会
- 8月17日(水) 13:30 第6常置委員会大学財政小委員会
- 8月29日(月) 13:30 第4常置委員会小委員会
- 
- 9月5日(月) 14:30 大学院問題特別委員会
- 9月8日(木) 13:30 第5常置委員会
- 9月9日(金) 13:30 大学のあり方の検討小委員会
- 9月16日(金) 10:00 第3常置委員会小委員会  
13:30 第3常置委員会
- 9月21日(水) 13:30 第4常置委員会
- 9月27日(火) 14:00 第2常置委員会拡大小委員会
- 9月28日(水) 14:00 入試改善特別委員会

# 要 望 書 等

## 要望書の提出について

各国立大学長殿

昭和58年10月7日  
国立大学協会会長  
平野龍一

### 1. 人事院勧告に関する要望書について

昨年度の人事院勧告の実施見送りに引続き、本年度の勧告もその完全実施が危ぶまれる状況にあるのに鑑み、第4常置委員会でその対応について協議の結果、人事院の給与勧告制度の本旨と国家公務員の士気に及ぼす影響の見地より、これの完全実施を政府に要望することとなりました。

よって、これに関する要望書を急遽取りまとめ、去る10月4日、文部大臣はじめ総理府総務長官、行政管理庁長官、大蔵大臣、労働大臣、人事院総裁等にそれぞれこれを提出いたしました。

### 2. 育英奨学事業の改善と充実についての要望書について

第2臨調の答申において育英奨学事業の見直しが提言されたのを承けて、文部省の「育英奨学事業に関する調査研究会」ではこの程“今後における育英奨学事業の在り方について”の報告をまとめましたが、大学教育における育英奨学制度の重要性に鑑み、第3常置委員会でその内容を検討し、これに対する意見と要望を取りまとめることになりました。

その要望書がこの度まとまりましたので、去る10月5日、文部大臣宛これを提出いたしました。

以上、人事院勧告および育英奨学事業に関する問題について緊急に処置いたしましたので、同要望書の写を添えここにご報告いたします。

## 人事院勧告に関する要望書

昭和58年10月4日  
国立大学協会会長  
平野 龍一

先般、人事院より昭和58年度の一般職国家公務員の給与改定に関する勧告が政府ならびに国会に提出された。ところが、この勧告は、昨年度の実施見送りに引き続き、本年度も完全実施が危ぶまれる状況にある。

周知のように、人事院の給与勧告制度は、国家公務員の給与水準を適正に維持する制度として定着し、公務の能率的運営と公務員労使関係の健全性の実現にとって大きく寄与してきた。

もし、昨年度と同様に、本年度も、人事院勧告の実施が見送られるとすれば、人事院勧告制度がもつ本来の主旨が否定されるだけではなく、国家公務員の士気の低下、公務員労使関係の不安定化など種々の悪影響が生ずる恐れが強まることを懸念せざるを得ない。

もとより、当国立大学協会は、国の財政状態が極めて厳しい状況におかれていることを十分に承知しているところで、経費の節減、歳費の適正使用について引続き努力を惜しむものではない。

しかしながら、公務員といえども、給与所得者の一員であるから、民間給与の実態に準拠して給与の適正水準が不断に確保されなければ、勤労意欲の発揮が妨げられることはいうまでもない。

今日、教育の荒廃が叫ばれ、高等教育・研究機関としての大学についても、その在り方の見直しを求める世論が高まってきている。そうであればこそなおのこと、大学教職員の給与の据置き措置がとられるとすれば、大学改革に対する人的エネルギーの発揮を損うだけではなく、大学の使命である高度の研究・教育の遂行に対する妨げとなるおそれがあるといわざるを得ない。

上記の理由により、当国立大学協会は、本年度の人事院勧告が、完全に実施されることを強く要望する次第である。

## 育英奨学事業の改善と充実について（要望）

昭和58年10月5日  
国立大学協会会長  
平野 龍一

国による育英奨学事業は、教育の機会均等を確保するとともに、多数の有用な人材を育成する上で、極めて重要な役割を果たしてきましたが、近年の高等教育の普及や学生生活費の上昇からみて、より一層その拡充が望まれるところであります。

しかしながら、このところ、財政再建との関連で、育英奨学事業を拡充するための資金の増大



が期待できないばかりか、逆にその縮減という方向で、現行奨学制度の見直しを求める意見が出されております。

こうした状況の中で、育英奨学事業に関する調査研究会が、一年半にわたる調査研究を取りまとめ、本年6月28日、「今後における育英奨学事業の在り方について」と題する報告を提出されました。国立大学協会は、同調査研究会のご努力に対して敬意を表するとともに、この機会に、同報告に示された諸提言の中の若干の事項について意見を申し述べ、併せて育英奨学事業の改善と充実を要望する次第であります。

### 1. 無利子貸与制度について

第二次臨時行政調査会が、その答申において、財政支出の削減という観点から、育英奨学事業について現行の無利子貸与制度から有利子貸与制度への転換を提言されたのに対して、当協会は、育英奨学事業の本来の趣旨から、再三、危惧の念を表明してまいりました。今回の報告では、現行の無利子貸与事業を国による育英奨学事業の根幹として存続させる必要があるとの見解が示されております。当協会としても、無利子貸与事業が育英奨学事業の根幹として位置づけられ、その内容が一層充実されるよう要望いたします。

### 2. 有利子貸与制度について

同報告は、一般会計からの政府貸付金を資金とするだけでは育英奨学事業の拡充には限度があるとの認識から、外部資金の導入による有利子貸与制度の創設を提言しております。当協会は、前述の如く、無利子貸与制度を維持存続させ、その充実を望むものですが、厳しい財政事情の下で育英奨学事業が当面する資金面の隘路を打開し、貸与人員や貸与額の増大を図るためには、この際、有利子貸与制度を併設することも止むを得ない方策かと考えます。ただ、有利子貸与制度の創設は無利子貸与事業を補完するための措置であり、この制度の創設によって、将来無利子貸与事業の規模が縮小し、育英奨学事業全体の中で占める比重が低下するような結果を招いてはならないと考えます。

また、有利子貸与制度の設置に当っては、返済負担が過重にならないよう、できるだけ長期低利の措置を講ずるとともに、大学における奨学業務の円滑を期するよう、実施体制の整備を図ることが望まれます。

### 3. 返還免除制度について

無利子貸与事業における返還免除制度についても、財政上の理由から、その縮減ないし廃止の方向で見直しを求める意見が提起されております。今回の報告では、教育職並びに研究職に就いた者に対する返還免除制度は、何れも人材確保のための基本的施策であるとの認識に立って、存続させる必要があるとの見解が示されております。この点は、当協会がこれまで表明してきたところであり、重ねてその存続を要望するものであります。

なお、同報告は、教員並びに研究者の確保の状況等を勘案して、将来、返還免除条件について検討することを提言しておりますが、この制度が教育・学術水準の維持向上に果たしてきた役割を踏まえ、その検討に当っては慎重に取り扱われることを望みます。

#### 4. 奨学生の選考について

家庭の収入状況は奨学生の選考における重要な調査内容であり、その把握は公的書類に基づいてなされていますが、給与所得世帯とそれ以外の世帯との間の不公平がしばしば問題視されているところであります。この点について、同報告は、不公平感を生じさせない合理的措置を講ずる必要があると述べておりますが、当協会としても、かかる不公平感の解消に向けて、関係方面において適切な措置が早急にとられるよう要望いたします。

#### 5. その他

大学院学生を対象とする教育・研究補助奨学金制度（仮称）の創設を推進するという建設的提言が述べられておりますが、大学院学生の奨学金の増額とともに、この新制度の実現に向けて積極的に取り組まれることを望みます。また、奨学の目的を達成する上で重要な役割を果たしている授業料の減免措置の拡張や、民間における育英奨学事業に対する税制上の措置を講ずることも、国の育英奨学事業との関連において望まれるところであります。

以上このたびの調査研究会の報告に示された諸提言に即して、当協会の意見と要望を述べてきましたが、政府におかれては、育英奨学事業の重大な使命に鑑み、長期的視野に立って本事業の改善と充実に格段のご配慮を賜わりますよう重ねて要望いたします。

# そ の 他

## 学長等の異動

### ○学長の異動

(大 学)	(前 任)	(新 任)
北海道教育	岡路 市郎	石井 久
図書館情報	松田 智雄	町田 定
一 橋	宮沢 健一	種瀬 茂
長岡技術科学	斉藤 信義 (事務取扱)	斎藤 進六
愛知教育	橋爪 貞雄	丸井 文男
滋 賀	川崎 源	森 主一
大阪教育	阪田 卷蔵	田中 敏隆
奈良教育	小林 章	藤永 太郎
高 知	西沢 弘順	関田 英里
宮 崎	三善 正一	木村 正雄 (事務取扱)

### ○委員の委嘱

入試改善特別委員会 (委員長)	松田 武彦 (東京工業大学長)
〃	長谷部亮一 (小樽商科大学長)
〃	伊藤巳喜夫 (福島大学長)
〃	小野 周 (群馬大学長)
〃	井出源四郎 (千葉大学長)
〃	天野 郁夫 (東京大学教授)
〃	小林 啓美 (東京工業大学教授)
〃	猪 初男 (新潟大学長)
〃	飯島 宗一 (名古屋大学長)
〃	丸井 文男 (愛知教育大学長)
〃	谷口 澄夫 (兵庫教育大学長)
〃	永田 雅宜 (京都大学教授)
〃	松井 栄一 (京都教育大学教授)
〃	池田 芳次 (和歌山大学長)
〃	喜多村和之 (広島大学教授)
〃	添田 喬 (徳島大学長)
〃	田中 健蔵 (九州大学長)

## 寄贈図書

- 教育と情報 8月号, 9月号, 10月号 (文部省)  
大学と学生 8月号, 9月号, 10月号 (文部省)  
国際交流 No.36 (国際交流基金)  
大学時報 No.172 (日本私立大学連盟)  
学校基本調査 昭和58年度 (文部省)  
学術研究体制の改善のための基本的施策に関する学術審議会〈中間報告〉(文部省)  
全国大学一覧・全国短期大学一覧 (文部省)  
21世紀への留学生政策に関する提言 (文部省)  
大学関係雑誌等記事文献目録 <昭和54.4-57.3収集分> (早稲田大学)  
大学教育とカリキュラム 第11回研究員集会の記録 (広島大学)  
筑波フォーラム 筑波大学の現在と今後の課題 (筑波大学)  
上越教育大学の設置と5年の歩み (上越教育大学)

## 編集後記

\* 寒暖こもごも訪れる中に秋も次第に深まり、紅葉の季節を迎えました。恒例の秋の総会を間近に控え、事務局一同、目下多忙の日々を送っております。

\* 本号の「巻頭言」には、榊豊橋技術科学大学長の“身近雑感”を掲載することができました。ご多忙のところご寄稿くださった先生のご厚意に対し、深く感謝申し上げます。

\* 向寒の折柄、各位の一層のご自愛をお祈り申し上げます。(R)

大学は鴉の昂り空覆ふ

竜石

### 訂正とお詫び

前号(101号)議事要録中に誤りがありましたので、お詫び申し上げますとともに、下記の通り訂正いたします。

- 97頁右段下から15行目 (誤)「大学院の定員は30名であり……」  
(正)「新設医科大学大学院の定員は30名であり……」
- 99頁右段下から14行目 (誤)「そのピークは1967年頃」  
(正)「そのピークは昭和67年頃」

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

昭和58年11月11日 印刷  
昭和58年11月15日 発行 (非売品)

# 会 報 第102号

(第33巻第4号 通巻第102号)

編集兼  
発行者 石塚龍之進

発行所 国立大学協会事務局  
郵便番号 113 (東京大学構内)  
東京都文京区本郷7丁目3番1号  
電話 03(812)2111 内線(7950・7951)  
03(813)0647

印刷・製本 懶文唱堂

国立大学協会の組織（昭和25.7.13創立）

- 総 会（春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理事会（会長・副会長を含む理事21名，各常置委員長）
- 監 事 2名
- 常置委員会
  - 第1常置委員会（大学の組織・制度 研究・教育体制）
  - 第2 “ （学科課程・入学試験等）
  - 第3 “ （学生の厚生補導）
  - 第4 “ （教職員の待遇改善）
  - 第5 “ （大学間の協力）
  - 第6 “ （大学財政・学費）
- 特別委員会
  - 科学技術行政特別委員会
  - 医学教育に関する特別委員会
  - 教養課程に関する特別委員会
  - 大学院問題特別委員会
  - 図書館特別委員会
  - 研究所特別委員会
  - 教職員の厚生等に関する特別委員会
  - 教員養成制度特別委員会
- 特別会計制度協議会（国大協会長ほか5学長，文部事務次官ほか4局・課長）